

神栖市 一般廃棄物処理基本計画

改訂版（案）

令和8年1月

神 栖 市

目 次

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の目的.....	1-1
第2節 計画の位置づけ.....	1-1
第3節 計画期間.....	1-3
第4節 計画対象廃棄物.....	1-3

第2章 地域概況

第1節 位置と地勢.....	2-1
第2節 気象状況.....	2-2
第3節 社会環境の把握.....	2-3
第4節 土地利用状況.....	2-7
第5節 財政状況.....	2-10
第6節 ごみを取り巻く状況.....	2-11

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の流れと処理内訳.....	3-1
第2節 ごみの排出量の実績.....	3-4
第3節 ごみの性状.....	3-8
第4節 ごみの減量化及び再生利用の実績.....	3-9
第5節 ごみ処理の実績.....	3-12
第6節 ごみ処理体制等.....	3-14
第7節 ごみ処理の評価.....	3-17
第8節 ごみ処理に関する課題の抽出.....	3-21

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念・基本方針.....	4-1
第2節 現状施策でのごみ排出量の将来予測.....	4-3
第3節 目標推計.....	4-6
第4節 目標達成のための施策.....	4-7
第5節 目標達成時のごみ排出量.....	4-14
第6節 ごみの収集・処理体制.....	4-20
第7節 その他の施策.....	4-24

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理等の現状.....	5-1
第2節 生活排水処理の基本理念・基本方針.....	5-7
第3節 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測.....	5-8
第4節 生活排水処理計画.....	5-10
第5節 し尿・浄化槽汚泥処理計画.....	5-13
第6節 その他の計画.....	5-14

第6章 計画の進行管理と推進体制

第1節 計画の進行管理.....	6-1
第2節 計画の推進体制.....	6-1

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の目的

平成27(2015)年9月に国連サミットにおいて、SDGs「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」が、また、同年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会(COP21)において「パリ協定」が採択されました。これは、国際社会全体が持続可能な発展をするために、令和12(2030)年までに達成すべき包括的な17の目標を設定したものです。

国では循環型社会の形成と推進のため循環型社会形成推進基本法をはじめとし、廃棄物適正処理のための廃棄物処理法、リサイクルの推進のための資源有効利用促進法、個別物品の特性に応じた規制など様々な法の整備を行ってきています。

神栖市(以下「本市」という。)では、令和3(2021)年3月に「神栖市一般廃棄物処理基本計画」を策定し(以下「本計画」という。)、令和17(2035)年度を最終目標年度として、循環型社会の実現に向けた各種施策に取り組んできました。しかしながら本計画の策定以降、令和4(2022)年4月に「プラスチック資源循環促進法」の施行、令和6(2024)年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」の策定など、さらなる対応を求められる事項が生じています。

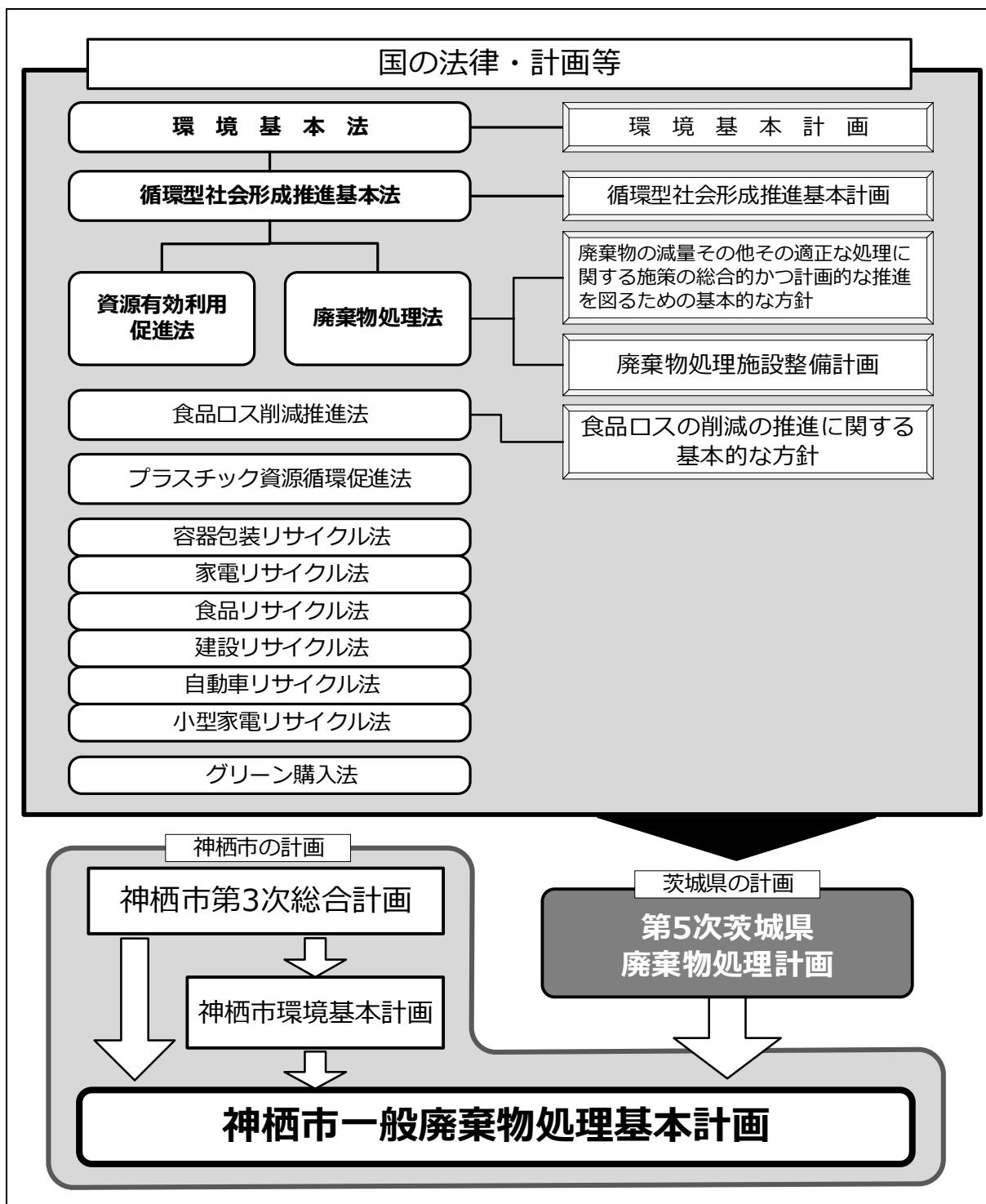
令和7(2025)年度は本計画の中間目標年次を迎えることから、今後10年間に実施する施策の方向性を示す策定年にあたります。

本計画で示した施策等を継承しつつ、必要となる施策の方針を見直すものとします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定により、市町村において策定が義務づけられている長期計画で、国の法律・計画、県の計画及び本市の総合計画等と整合したものです。

◆図表1-1 本計画の位置づけ



※法律名は略称

第3節 計画期間

本計画は、令和8(2026)～令和17(2035)年度までの10年間の計画とします。目標年度である令和17(2035)年度には、計画の進捗状況の検証・評価を行い、社会情勢の変化等を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行います。

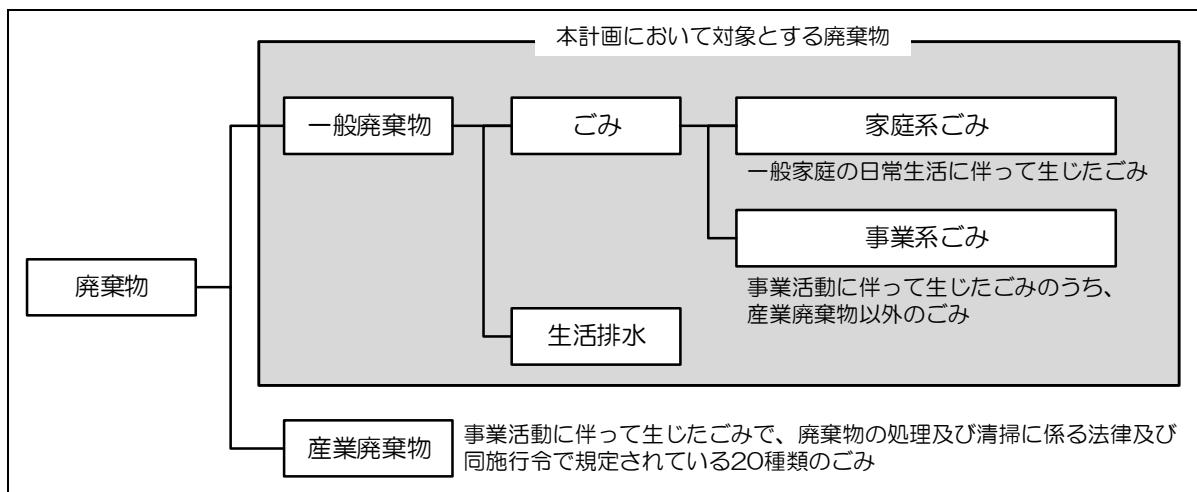
◆図表1-2 本計画期間



第4節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、本市管内で発生する一般廃棄物(ごみ・生活排水)を対象とします。

◆図表1-3 計画対象廃棄物

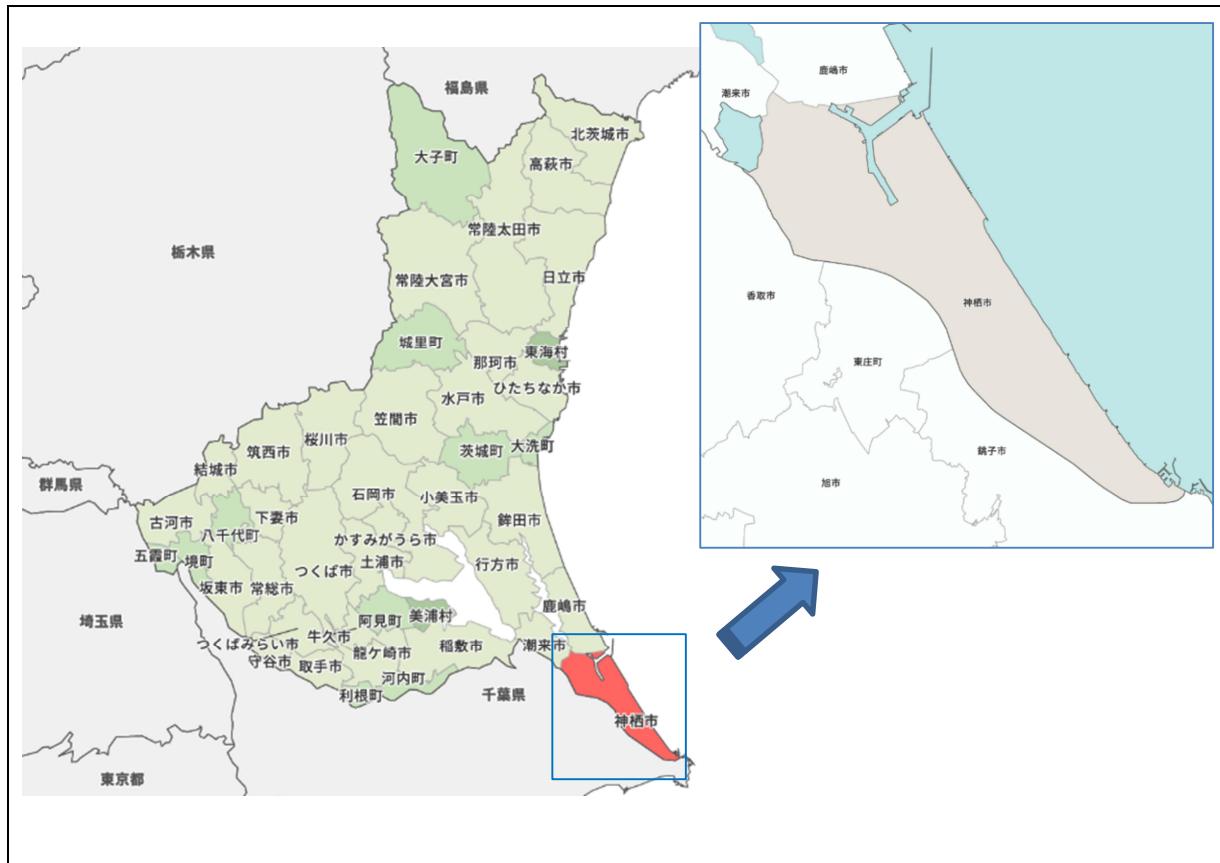


第2章 地域概況

第1節 位置と地勢

本市は、茨城県の東南部鹿行地域に位置し、東は太平洋の鹿島灘、西は利根川を経て千葉県の香取市、東庄町に、北は鹿嶋市、南は千葉県銚子市に接しています。霞ヶ浦と北浦を源とする常陸利根川及び利根川と鹿島灘にはさまれた平坦な低地にあり、南北に走る国道124号を背に東西はゆるやかに傾斜しています。

◆図表2-1 本市の位置



資料：Map-It マップイット(c)

第 2 節 気象状況

本市は太平洋に面した温暖な気候に属しており、年間を通して比較的穏やかな気象条件に恵まれています。しかし、近年の気候変動により、夏季の高温化や台風、集中豪雨といった極端な気象現象の発生頻度が増加傾向にあります。

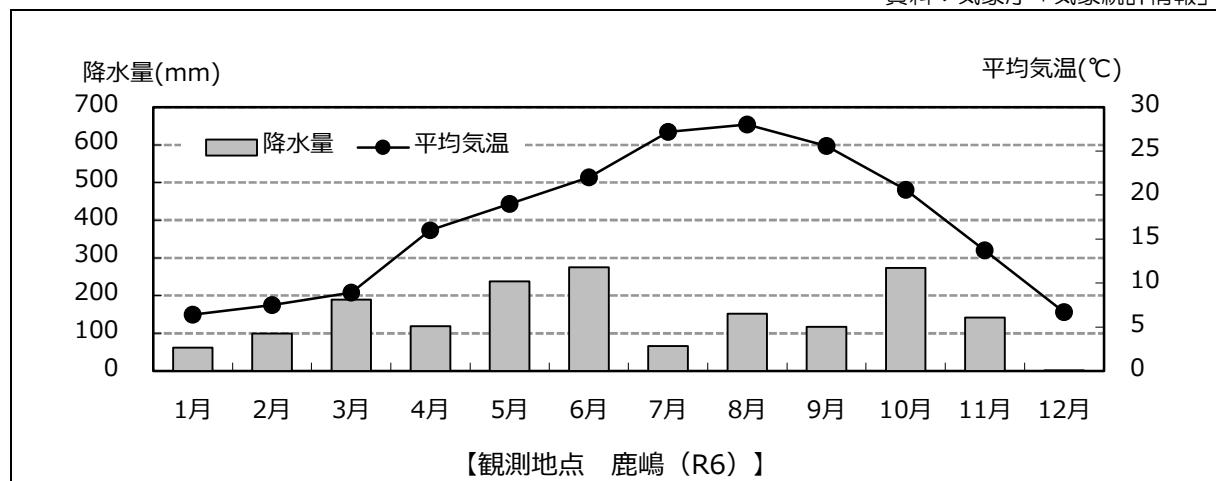
本市の過去 5 年間の年間降水量は 1,400mm~1,800mm 前後、平均気温は、16°C 前後で推移しています。令和 6(2024)年の平均気温は 16.8°C、総降水量は 1,733.5mm となって います。

◆図表 2-2 気象概要（観測地点 鹿嶋）

過去 5 ケ年

年	気温(°C)			降水量(mm)	
	日平均	最高	最低	合計	日最大
令和 2 年	16.2	20.1	12.6	1,527.0	127.0
令和 3 年	15.7	19.7	12.0	1,833.0	142.0
令和 4 年	15.4	19.5	11.8	1,388.5	101.5
令和 5 年	16.7	21.1	12.8	1,483.5	272.0
令和 6 年	16.8	21.2	13.1	1,733.5	90.0

資料：気象庁「気象統計情報」



第3節 社会環境の把握

1. 人口動態・世帯数

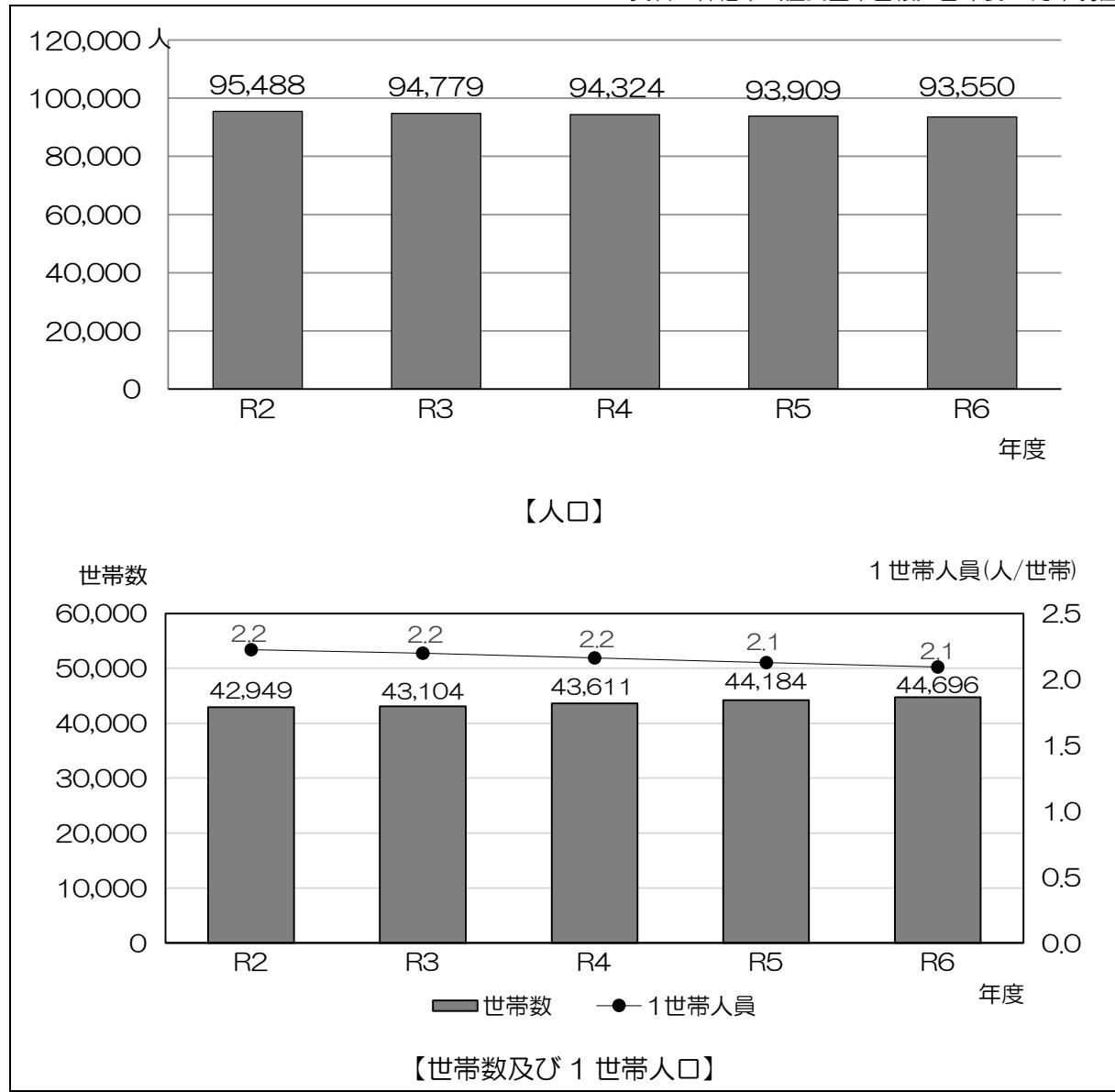
本市の人口は、令和2(2020)年度の95,488人から令和6(2024)年度93,550人と減少しています。世帯数は、令和2(2020)年度の42,949世帯から令和6年度の44,696世帯と増加していますが、1世帯人員は、令和2(2020)年度の2.2人から令和6年度の2.1人と減少しています。

年齢階層別人口は、0～14歳、15～64歳の階層が少しづつ減少しています。

◆図表2-3 人口及び世帯数

年度 区分	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
人口	95,488	94,779	94,324	93,909	93,550
世帯数	42,949	43,104	43,611	44,184	44,696
1世帯人員	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1

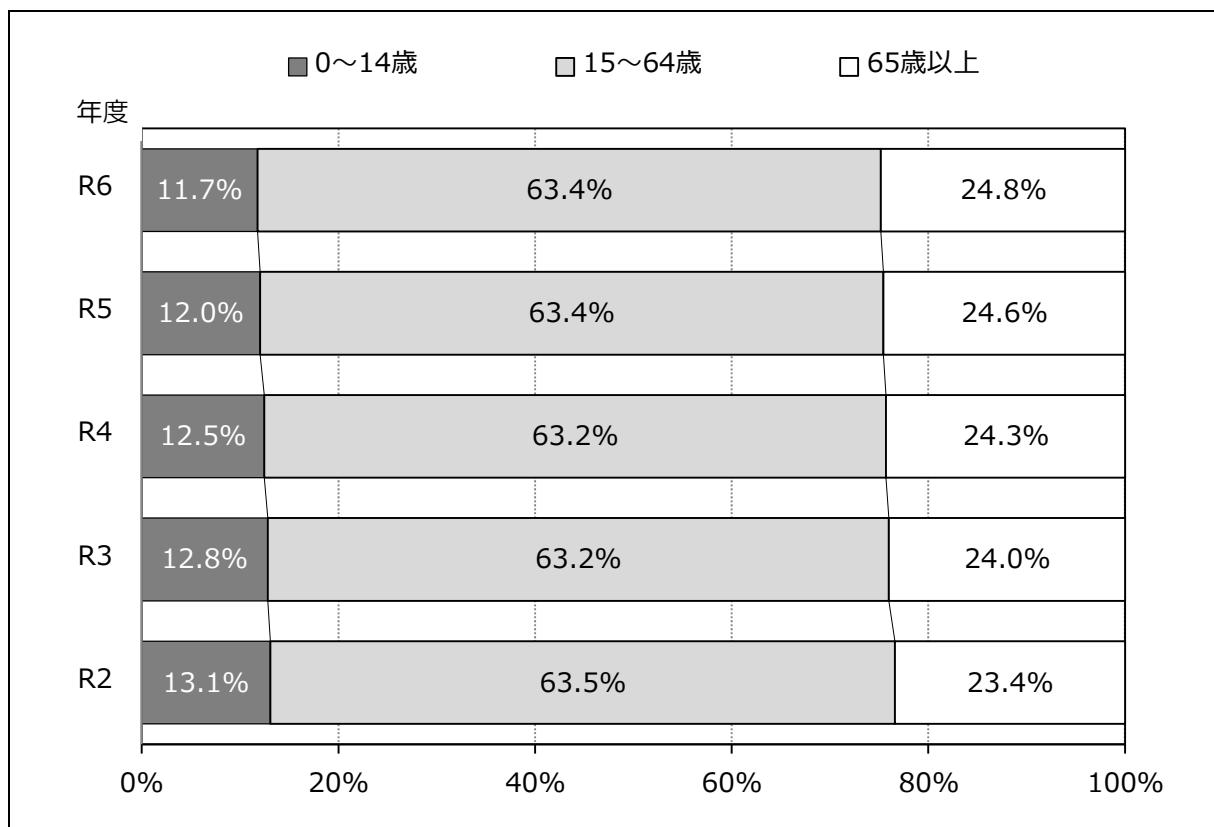
資料：神栖市（住民基本台帳）各年度3月末現在



資料：神栖市（統計かみす）各年度3月末現在

◆図表 2-4 年齢階級別人口の推移

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
0~14 歳	12,483	12,134	11,754	11,285	10,992
15~64 歳	60,665	59,891	59,656	59,547	59,354
65 歳以上	22,340	22,754	22,914	23,077	23,204
合計	95,488	94,779	94,324	93,909	93,550



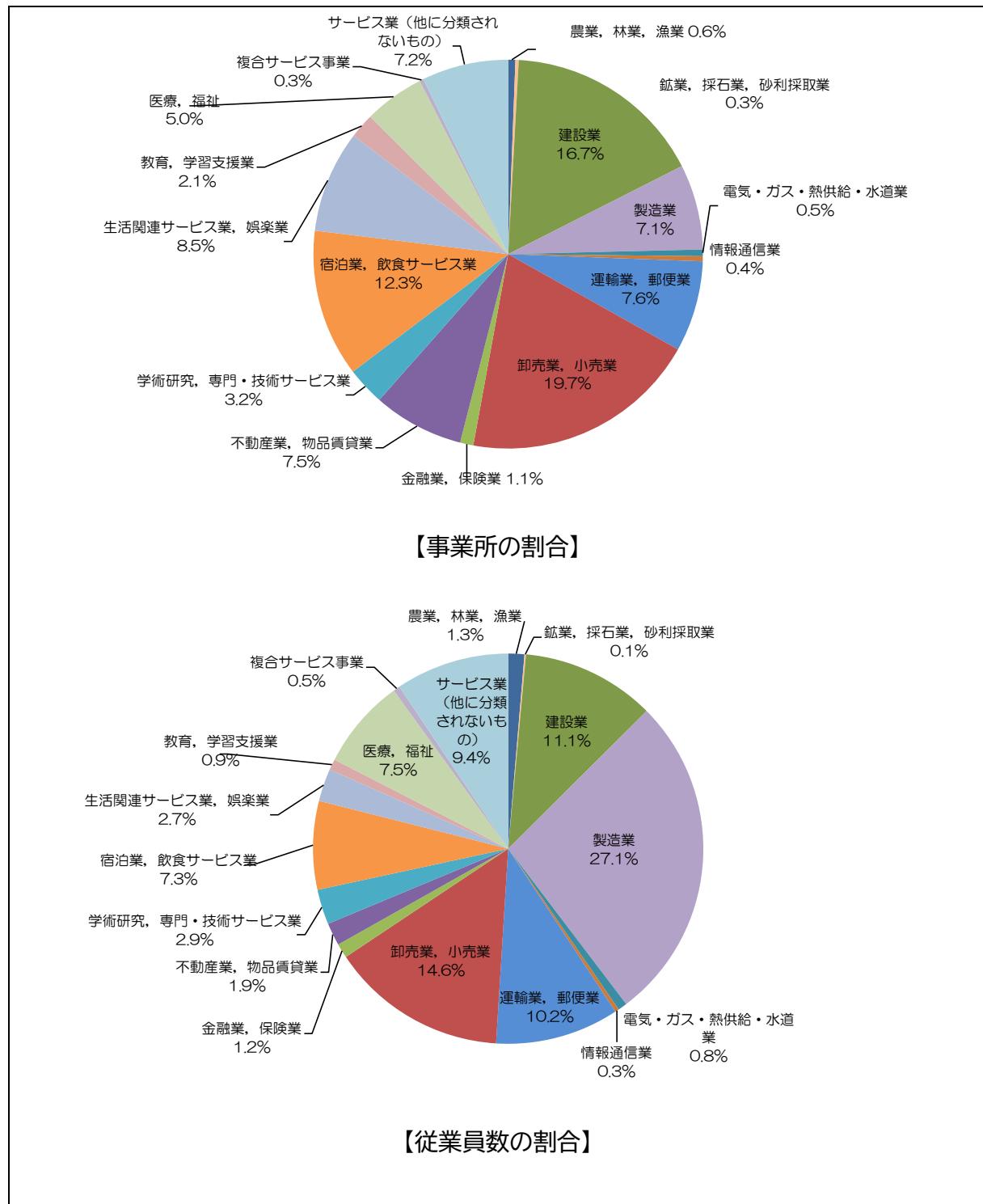
注) 合計値は、四捨五入などの関係で 100%にならない場合がある。

資料：神栖市（統計かみす）各年度 3月末現在

2. 産業

本市の産業大分類別事業所数の割合は、卸売業・小売業が最も高い割合を示しており、次いで建設業や、宿泊業・飲食サービス業が高い割合となっています。産業大分類別従業員数の割合は、製造業が最も高い割合を示しており、次いで卸売業・小売業、建設業が高い割合をとっています。

◆図表 2-5 産業大分類別事業所数と従業員数（令和 3 年度）



注) 公務、分類不能の産業を除く

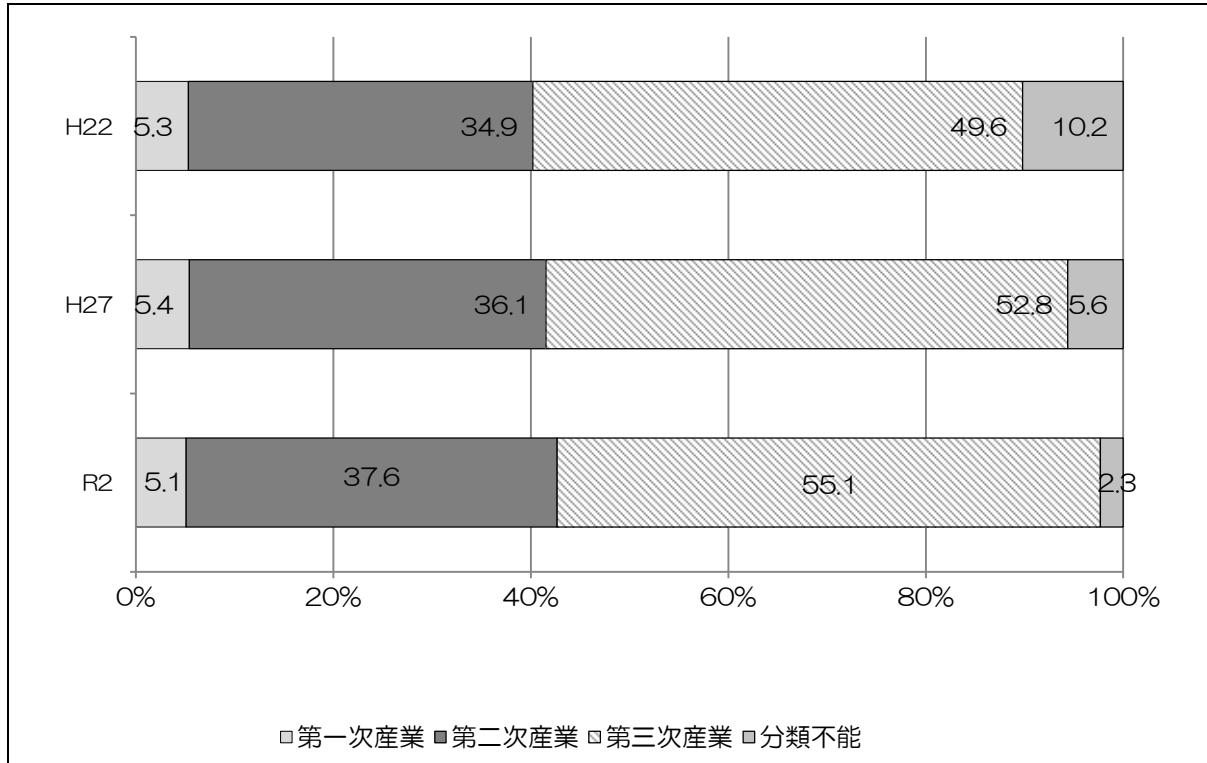
資料：総務省統計局「令和 3 年経済センサス」

合計値は、四捨五入などの関係で 100% にならない場合がある。

◆図表 2-6 産業別就業者数の推移

区分	平成 22 年 (2010)		平成 27 年 (2015)		令和 2 年 (2020)	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
総数	47,404	100.0	46,946	100.0	46,715	100.0
第一次産業	2,521	5.3	2,554	5.4	2,362	5.1
第二次産業	16,542	34.9	16,965	36.1	17,560	37.6
第三次産業	23,516	49.6	24,784	52.8	25,724	55.1
分類不能	4,825	10.2	2,643	5.6	1,069	2.3

注) 合計値は、四捨五入などの関係で 100% にならない場合がある。



注) 合計値は、四捨五入などの関係で 100% にならない場合がある。

資料：神栖市（統計かみす）各年 10 月 1 日現在

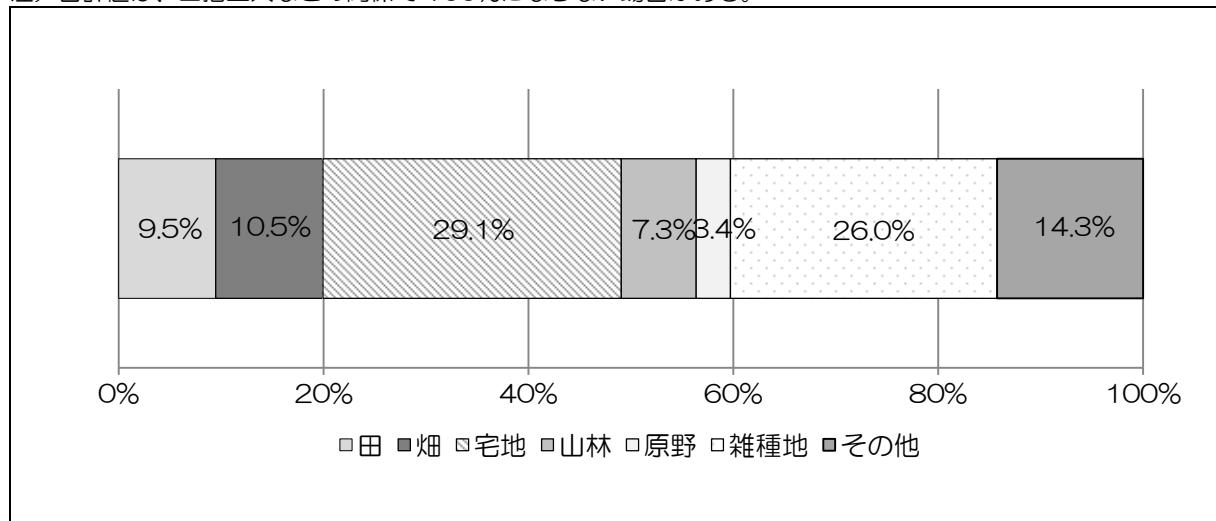
第4節 土地利用状況

本市の総土地面積は 14,697.0ha です。最も広い地目は、「宅地」で 4,278.2ha、市内に住宅地が多く存在することを示しています。「宅地」4,278.2ha、「雑種地」3,821.3ha、「畠」1,538.6ha の 3 つの地目を合わせると、全体の 65.6% となり、土地の大部分を占めています。この地目構成は、本市が主に都市的な土地利用(宅地・雑種地)と、農業的な土地利用(畠)の複合的な地域であることを示しています。また、「田」や、「山林」、「原野」も一定の割合で存在し、多様な土地利用が混在している状況が伺えます。

◆図表 2-7 土地利用状況 令和 6(2024)年 (単位 : ha)

総面積	田	畠	宅地	山林	原野	雑種地	その他
14697.0	1392.9	1538.6	4278.2	1076.4	494.3	3821.3	2095.3
100.0%	9.5%	10.5%	29.1%	7.3%	3.4%	26.0%	14.3%

注) 合計値は、四捨五入などの関係で 100% にならない場合がある。



注) 合計値は、四捨五入などの関係で 100% にならない場合がある。

資料：神栖市（統計かみす）令和 6 年 1 月 1 日現在

本市の行政区域 14,697.0ha のうち 31.6% にあたる 4,646ha が市街化区域です。市街化区域のうち農地や山林などの自然的土地利用は、572.3ha です。住宅用地、工業用地等の都市的土地利用は、4,073.7ha です。

行政区域の 68.4% にあたる 10,051.0ha が市街化調整区域です。市街化調整区域のうち自然的土地利用は、6,686.9ha です。都市的土地利用は 3,364.1ha です。

◆図表 2-8 都市計画基礎調査

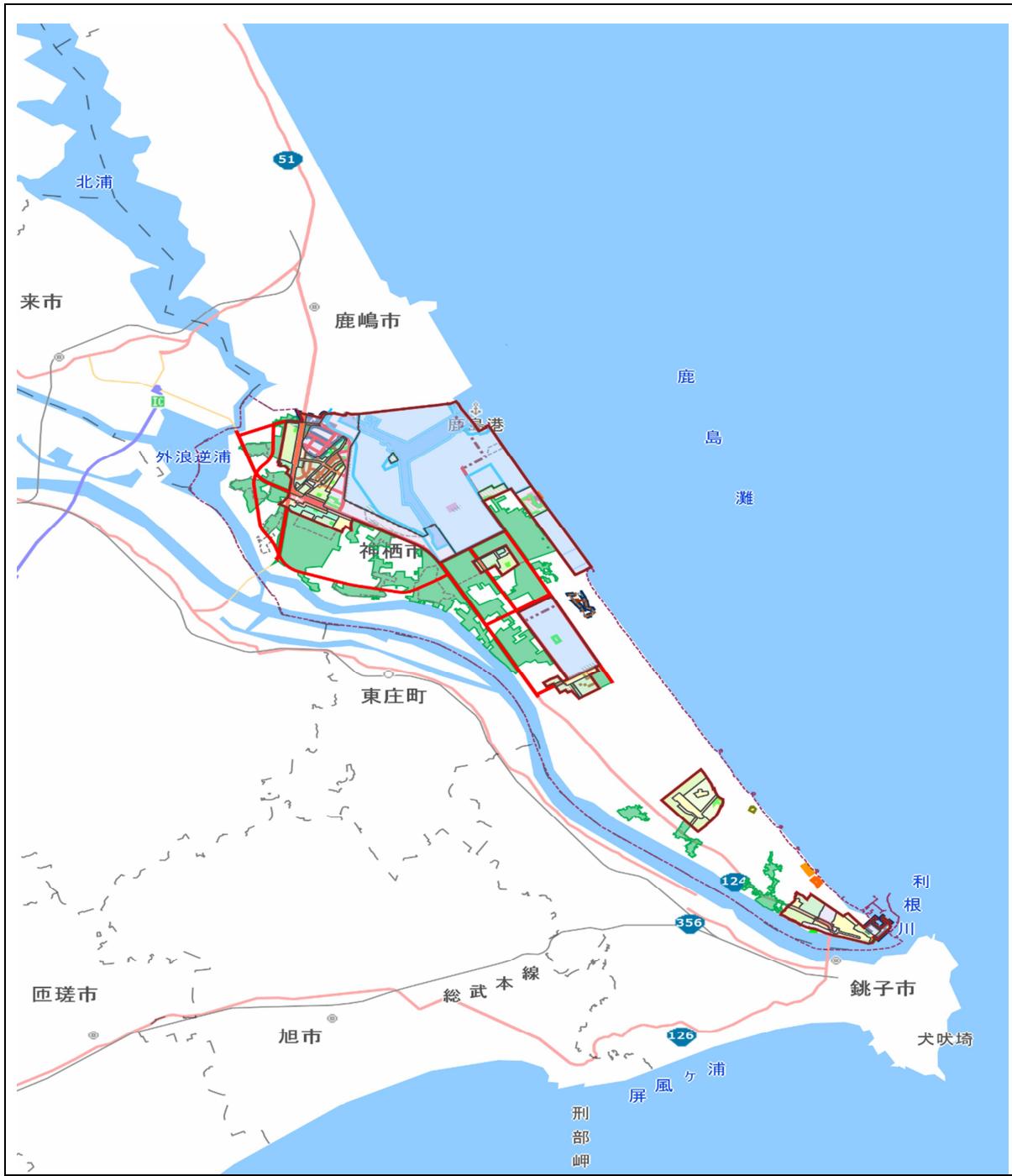
(単位 : ha、下段は構成比 単位 : %)

区分			令和3(2021)年度 都市計画基礎調査(令和3(2021)年6月末時点)				
			市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域/行政区域		
面積			4,646.0	10,051.0	14,697.0		
自然的 土地利 用	農地	田	62.1	1,271.7	1,333.8		
			1.3%	12.7%	9.1%		
		畠	25.8	490.5	516.3		
			0.6%	4.9%	3.5%		
	山林		25.5	256.5	282.0		
			0.5%	2.6%	1.9%		
	原野・荒地・牧野		345.6	2,659.1	3,004.7		
			7.4%	26.5%	20.4%		
	水面		113.3	1,823.5	1,936.8		
			2.4%	18.1%	13.2%		
都市的 土地利 用	その他・海浜等		0.0	185.6	185.6		
			0.0%	1.8%	1.3%		
	小計		572.3	6,686.9	7,259.2		
			12.3%	66.5%	49.4%		
	住宅用地		567.8	1,077.3	1,645.1		
			12.2%	10.7%	11.2%		
	併用住宅用地		37.1	55.7	92.8		
			0.8%	0.6%	0.6%		
	商業用地		179.4	217.9	397.3		
			3.9%	2.2%	2.7%		
工 業 用 地	工業専用	2,042.6	0.0	2,042.6			
		44.0%	0.0%	13.9%			
	工専以外	34.0	96.7	130.7			
		0.7%	1.0%	0.9%			
	運輸施設用地		186.3	70.4	256.7		
			4.0%	0.7%	1.7%		
	農林漁業施設用地		10.3	417.7	428.0		
			0.2%	4.2%	2.9%		
	公共用地		51.6	13.2	64.8		
			1.1%	0.1%	0.4%		
都 市 的 土 地 利 用	文教厚生用地		82.1	100.0	182.1		
			1.8%	1.0%	1.2%		
	公園・緑地・公共 空地		221.4	161.6	383.0		
			4.8%	1.6%	2.6%		
	ゴルフ場		1.8	99.3	101.1		
			0.0%	1.0%	0.7%		
	太陽光発電施設		76.9	201.6	278.5		
			1.7%	2.0%	1.9%		
	その他の空地		97.5	213.1	310.6		
			2.1%	2.1%	2.1%		
道路用地	防衛用地		0.0	0.0	0.0		
			0.0%	0.0%	0.0%		
	駐車場用地		435.3	615.9	1,051.2		
			9.4%	6.1%	7.2%		
	鉄道用地		13.8	0.0	13.8		
			0.3%	0.0%	0.1%		
駐車場用地	駐車場用地		35.8	23.7	59.5		
			0.8%	0.2%	0.4%		
小計			4,073.7	3,364.1	7,437.8		
			87.7%	33.5%	50.6%		

注) 合計値は、四捨五入などの関係で100%にならない場合がある。

資料: 神栖市(統計かみす) 令和6年1月1日現在

◆図表 2-9 用途地域指定



資料：いばらきマップ、都市計画令和4年7月現在

凡例		
神栖市_ごみ処理場	神栖市_市街化区域	神栖市_市街化調整区域
神栖市_第1種低層住居専用地域	神栖市_第2種低層住居専用地域	
神栖市_第1種中高層住居専用地域	神栖市_第2種中高層住居専用地域	
神栖市_第1種住居地域	神栖市_第2種住居地域	神栖市_準住居地域
神栖市_近隣商業地域	神栖市_商業地域	神栖市_準工業地域
神栖市_工業専用地域	神栖市_用途地域界	神栖市_防火_準防火地域
神栖市_道路	神栖市_公園	神栖市_縁地
神栖市_下水道	神栖市_汚物処理場	神栖市_都市計画_ごみ焼却場
神栖市_火葬場	神栖市_土地区画整理事業	神栖市_工業団地造成事業
神栖市_地区計画	神栖市_区域指定_市街化区域依存型集落	神栖市_区域指定_沿道型集落

第5節 財政状況

令和6(2024)年度は、歳入が約492億円、歳出が約465億円となっています。
令和2(2020)年度と比較すると、歳入においては約100億円、歳出においては約90億円減少しています。

◆図表2-10 財政状況（一般会計等） (単位：百万円)

区分	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
歳入合計	59,362	53,061	51,785	48,562	49,245
歳出合計	55,882	48,078	48,413	46,383	46,573

資料：神栖市ホームページ（神栖市決算書）

第6節 ごみを取り巻く状況

1. 国の計画

1. 1 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法では、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策等を定めるものとしており、令和6(2024)年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されています。

「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略としての計画として改定されています。

◆図表2-11 第五次循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の指標（抜粋）

指標	目標年度	数値目標
1人1日当たりのごみ焼却量	令和12 (2030)年度	約580g
廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合	令和9 (2027)年度	46%
長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合	令和9 (2027)年度	100%
一般廃棄物最終処分場の残余容量・残余年数	令和12 (2030)年度	令和2(2020)年の水準 (22年分)を維持

資料：第五次循環型社会形成推進基本計画

1.2 国の基本方針

廃棄物処理法の第5条の2第1項の規定に基づき廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の全部が令和7(2025)年2月に変更されました。

◆図表2-12 廃棄物処理法に基づく基本方針

区分	目標年度	目標値
最終処分量	令和12 (2030)年度	約5%削減 (令和4(2022)年度比)
出口側の循環利用率	令和12 (2030)年度	約26%
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	令和12 (2030)年度	約478g

注) 1.家庭系ごみ排出量には、資源物及び資源物団体回収量は含まれません。なお、本計画内の家庭系ごみは、資源物及び資源物団体回収量を含みます。

2.一般廃棄物の出口側の循環利用率：一般廃棄物の排出量に対する資源の循環利用量の割合

2. 茨城県の計画

2. 1 第5次茨城県廃棄物処理計画

茨城県は、廃棄物処理法及び国の基本方針に基づき、持続可能な循環型社会の形成に向けた廃棄物処理の取り組みをさらに推進していくため、第5次茨城県廃棄物処理計画を策定しています。

【計画名】 第5次茨城県廃棄物処理計画

【計画期間】 令和3（2021）年度から令和7（2025）年度

【一般廃棄物に関する施策】（抜粋）

方向性1 3Rの推進

県民等の問題意識の向上、3R行動の促進

市町村における減量化、再資源化の取組の推進

排出事業者による3Rの促進

方向性2 廃棄物適正処理の推進

不法投棄対策の強化

排出事業者責任の徹底

資源循環産業における適正処理の徹底、地域との調和の推進

一般廃棄物の適正処理の確保

方向性3 循環型社会形成に向けた基盤づくり

産業廃棄物最終処分場の確保

災害廃棄物処理体制の強化

資源循環産業の育成

分野別産業廃棄物処理対策の推進

廃棄物対策と相まって推進すべき関連施策の推進

注) 3Rとは、ごみの削減（Reduce）再利用（Reuse）再生利用（Recycle）の3つの取り組みを指します。

◆図表2-13 一般廃棄物の減量等の目標

代表指標	単位	実績 平成30（2018）年度	目標 令和7（2025）年度
ごみ排出量	千t	1,060	980
ごみ最終処分量	千t	84	80以下
不法投棄発生件数	件	120	80以下
補助指標	単位	実績 平成30（2018）年度	目標 令和7（2025）年度
1人1日当たりのごみ排出量	g/人日	990	976
再生利用率	%	21.3	20以上

3. 市の計画

3. 1 第3次神栖市総合計画

本市では、従来から取り組んできた地域医療体制の整備や、安全・安心なまちづくり、雇用環境や子育て支援のより一層の充実、教育環境の整備、全国的な知名度および地域活力の向上などを推進するため、このたび、令和5(2023)年度～令和8(2026)年度までの4年間を計画期間とする「第3次神栖市総合計画」を策定しました。

◆図表2-14 第3次神栖市総合計画の概要

項目	内 容										
計 画 期 間	令和5(2023)年度～令和8(2026年)年度4年間										
将 来 像	魅力あふれる神栖市を目指して										
理 念	<ul style="list-style-type: none">① 市民本位[市民と共に歩む]② 協力と連携[人々のつながり・結びつきを大切にする]③ 挑戦[地域課題に果敢に挑む]										
重点プロジェクト	<ul style="list-style-type: none">① 防災・医療の安心プロジェクト② 産業力強化プロジェクト③ 交流・移住・定住促進プロジェクト④ 子育て日本一プロジェクト⑤ 生涯いきいき・生きがい・健やかプロジェクト										
重 点 目 標	<ul style="list-style-type: none">I 誰もが安心を感じながら暮らせる環境をつくるII 社会経済情勢の変化に柔軟に対応する産業をつくるIII まちの魅力を高め、市内外の人々の交流を促進し、移住・定住につなげるIV 安心して出産、子育てができる環境をつくるV 誰もがいきいきと生涯を全うできる環境を整える										
施 策	<p>【施策222/廃棄物対策/2221 ごみの発生・排出抑制と再利用の推進】</p> <table border="1"><tbody><tr><td>1人1日当たりの ごみの排出量</td><td>現況値 997g/人日</td><td>目標値 令和8(2026)年度 969.2g/人日</td></tr></tbody></table> <p>【施策425/生活排水/4251 公共下水道の推進】</p> <table border="1"><tbody><tr><td>公共下水道の普及率</td><td>現況値 44.1%</td><td>目標値 令和8(2026年)年度 52.8%</td></tr><tr><td>公共下水道の整備率</td><td>現況値 83%</td><td>目標値 令和8(2026年)年度 88.6%</td></tr></tbody></table>		1人1日当たりの ごみの排出量	現況値 997g/人日	目標値 令和8(2026)年度 969.2g/人日	公共下水道の普及率	現況値 44.1%	目標値 令和8(2026年)年度 52.8%	公共下水道の整備率	現況値 83%	目標値 令和8(2026年)年度 88.6%
1人1日当たりの ごみの排出量	現況値 997g/人日	目標値 令和8(2026)年度 969.2g/人日									
公共下水道の普及率	現況値 44.1%	目標値 令和8(2026年)年度 52.8%									
公共下水道の整備率	現況値 83%	目標値 令和8(2026年)年度 88.6%									

資料：第3次神栖市総合計画の概要

3. 2 環境基本計画

近年、地球温暖化や生物多様性の保全といった環境問題は、世界的な課題となっています。集中豪雨や猛暑日の増加など、気候変動による影響が顕著になる中で、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組がより一層重要視されています。

こうした社会情勢の変化に対応するため、これまでの進捗状況を評価し、令和6(2024)に環境施策や目標指標の中間見直しが行われました。

◆図表 2-15 【改訂】神栖市環境基本計画の概要

項目	内 容																										
計画期間	平成31(2019)年度～令和10(2028)年度(10年間) 中間見直し：令和6(2024)年度																										
望ましい環境像	人と自然が調和・共生する循環型社会のまち・かみす																										
基本目標	① 気候変動防止に貢献し、備えるまち ② 資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち ③ 自然といきものをまもり、共生するまち ④ 健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち ⑤ みんなが環境をまもり、創造するまち																										
重点戦略	① かみす持続可能な工コ・シティ事業 ② かみすグリーンネットワーク構築検討 ③ 市民参加型省エネ普及啓発事業の検討																										
	【基本目標①気候変動防止に貢献し、備えるまち】 (施策の方向性抜粋) 施策の方向性 1-1 温室効果ガス排出量の削減 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>指標の内容</th> <th>現状【年度】</th> <th>目標【年度】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温室効果ガス排出量</td> <td>神栖市内で排出される二酸化炭素等の温室効果ガス排出量</td> <td>4,149千t-CO₂ 【令和3年度】 (2021)</td> <td>3,126千t-CO₂ 【令和12年度】(2030) (平成25年度比46%削減)</td> </tr> </tbody> </table> 【基本目標②資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち】 施策の方向性 2-1 資源が循環する社会の構築 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>指標の内容</th> <th>現状【年度】</th> <th>目標【年度】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1日当たりのごみ排出量</td> <td>神栖市内で排出される1人1日当たりのごみ排出量</td> <td>948g/人・日 【令和5年度】 (2023)</td> <td>946g/人・日 【令和12年度】 (2030)</td> </tr> </tbody> </table> 【基本目標④健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち】 施策の方向性 4-4 生活排水処理率の向上 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>指標の内容</th> <th>現状【年度】</th> <th>目標【年度】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活排水処理率</td> <td>地域の全人口に対して、生活排水が生活排水処理施設によって処理されている人口の割合</td> <td>74.59% 【令和5年度】 (2023)</td> <td>74.8% 【令和10年度】 (2028)</td> </tr> </tbody> </table>			指標	指標の内容	現状【年度】	目標【年度】	温室効果ガス排出量	神栖市内で排出される二酸化炭素等の温室効果ガス排出量	4,149千t-CO ₂ 【令和3年度】 (2021)	3,126千t-CO ₂ 【令和12年度】(2030) (平成25年度比46%削減)	指標	指標の内容	現状【年度】	目標【年度】	1人1日当たりのごみ排出量	神栖市内で排出される1人1日当たりのごみ排出量	948g/人・日 【令和5年度】 (2023)	946g/人・日 【令和12年度】 (2030)	指標	指標の内容	現状【年度】	目標【年度】	生活排水処理率	地域の全人口に対して、生活排水が生活排水処理施設によって処理されている人口の割合	74.59% 【令和5年度】 (2023)	74.8% 【令和10年度】 (2028)
指標	指標の内容	現状【年度】	目標【年度】																								
温室効果ガス排出量	神栖市内で排出される二酸化炭素等の温室効果ガス排出量	4,149千t-CO ₂ 【令和3年度】 (2021)	3,126千t-CO ₂ 【令和12年度】(2030) (平成25年度比46%削減)																								
指標	指標の内容	現状【年度】	目標【年度】																								
1人1日当たりのごみ排出量	神栖市内で排出される1人1日当たりのごみ排出量	948g/人・日 【令和5年度】 (2023)	946g/人・日 【令和12年度】 (2030)																								
指標	指標の内容	現状【年度】	目標【年度】																								
生活排水処理率	地域の全人口に対して、生活排水が生活排水処理施設によって処理されている人口の割合	74.59% 【令和5年度】 (2023)	74.8% 【令和10年度】 (2028)																								

料：【改訂】神栖市環境基本計画の概要

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の流れと処理内訳

1. ごみ処理の流れ

本市では、令和6(2024)年4月より神栖地域と波崎地域でごみの分別区分を統一しました。図表3-1に示すようにごみの分別区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみの6種類に分かれています。

家庭系ごみは、市全域で委託業者による収集(無料)を行っています。事業系ごみは、許可業者による収集(有料)が行われています。収集したごみは、家庭系ごみ、事業系ごみとともに中間処理施設※へ搬入し、処理しています。

可燃ごみは、本市と鹿嶋市が共同(鹿島地方事務組合)で整備した鹿島共同可燃ごみクリーンセンターで焼却処理を行い、発生した熱と蒸気を利用して発電を行うサーマルリサイクルを行っています。なお、波崎地域の家庭系及び事業系可燃ごみの自己搬入分は、中継施設を経由し、鹿島共同可燃ごみクリーンセンターへ搬入、処理しています。

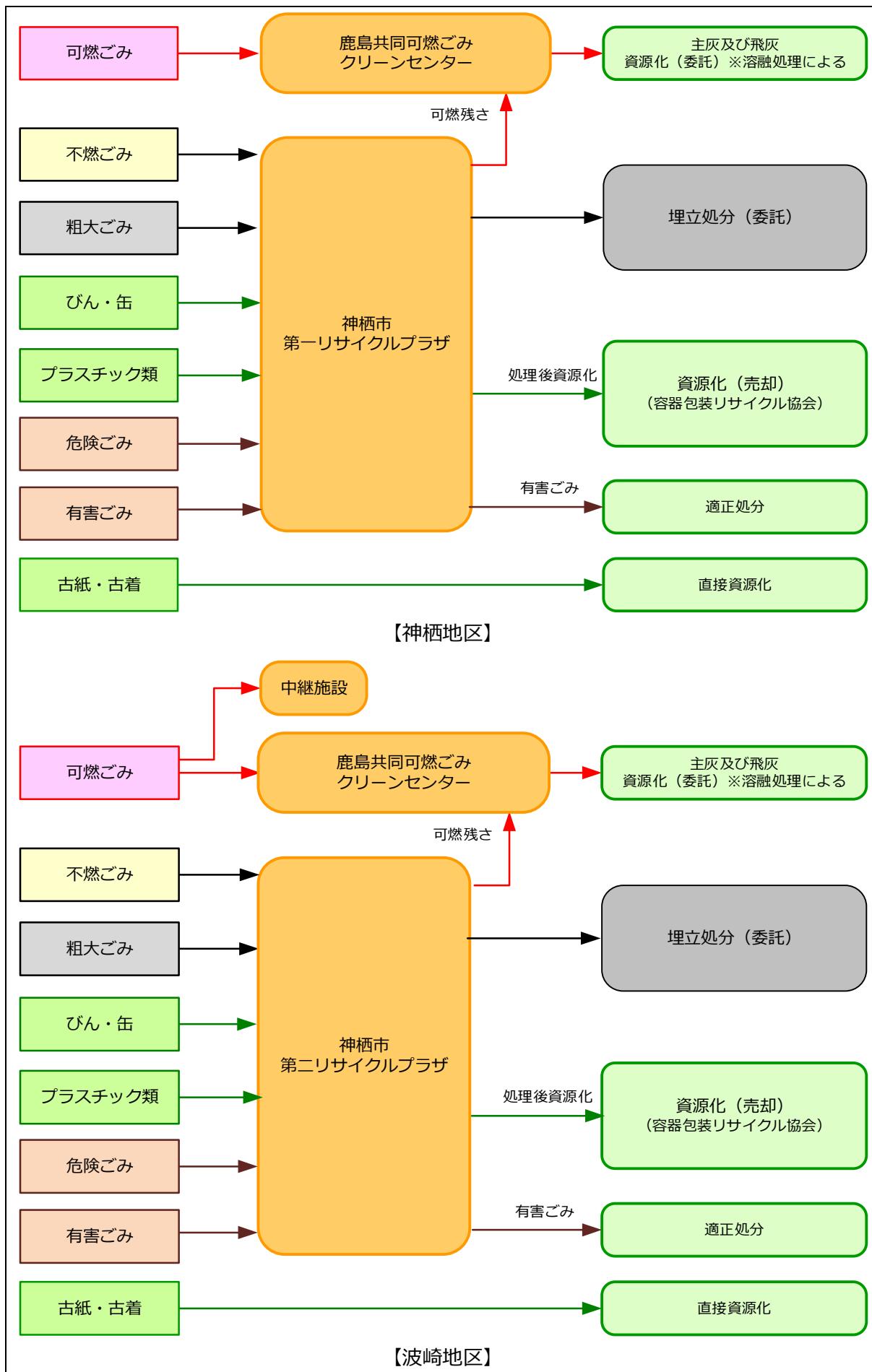
不燃ごみ、資源、粗大ごみ及び危険ごみは、神栖地区は神栖市第一リサイクルプラザ、波崎地区は神栖市第二リサイクルプラザで破碎・選別処理を行っています。選別されたアルミや鉄、ペットボトルなどの資源は、民間業者などに引き渡し、再資源化しています。リサイクルプラザで破碎・選別処理をした際に発生した可燃ごみ(以下、「可燃残さ」という。)は、鹿島共同可燃ごみクリーンセンターへ搬入し、民間業者に引き渡しの出来ない不燃ごみは民間業者に委託し、埋立処分しています。有害ごみは、リサイクルプラザへ搬入後、民間業者に委託して適正処理を行っています。

※中間処理施設：鹿島共同可燃ごみクリーンセンター、神栖市第一リサイクルプラザ、神栖市第二リサイクルプラザ

◆図表3-1 ごみの分別区分

区分	ごみの例	
可燃ごみ	台所ごみ(生ごみ)、汚れの取れないプラスチック類、木くず・草、資源とならない紙(紙くず・特殊加工紙)、ゴム・皮革類 等	
不燃ごみ	金属類、ガラス類、陶磁器類、電化製品、  プラマークのないプラスチック類 等	
資源	古紙・古着	新聞・チラシ、ダンボール、紙パック、雑誌・その他の紙、古着・古布(ゴム製・わた入りのものは除く。) 等
	ビン・缶	ビン類、アルミ・スチール缶(飲料用のもの)、食用油缶
	プラスチック類	ペットマークがあるペットボトル、プラマークがあるトレイ・プラスチック
粗大ごみ	家具類、建具類、家電・音響製品類、流し台(ステンレス製)、自転車 等	
有害ごみ	電池、水銀体温計、蛍光管 等	
危険ごみ	刃物・割れたガラス、割れた陶磁器、針、釘、ライター、スプレー缶 等	

◆図表 3-2 ごみ処理の流れ



2. 収集・運搬

本市のごみ分別区分は、図表3-3に示すように「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源」、「有害ごみ」、「危険ごみ」、「粗大ごみ」に分かれています。「資源」は「古紙・古着」、「プラスチック類」、「BIN・缶」に分けられます。

◆図表 3-3 収集・運搬方法

区分	排出方法		収集回数
可燃ごみ	市指定袋を使用し、集積所に出すか自己搬入		週 2 回
不燃ごみ	市指定袋を使用し、集積所に出すか自己搬入		月 2 回
粗大ごみ	リサイクルプラザへの電話予約による戸別回収 または、自己搬入		—
資源	古紙・古着	市指定袋を使用し、集積所に出すか自己搬入 または、集団回収	月 2 回
	プラスチック類	市指定袋を使用し、集積所に出すか自己搬入 または、集団回収	月 2 回
	BIN・缶	市指定袋を使用し、集積所に出すか自己搬入 または、集団回収	月 2 回
有害ごみ	透明または半透明の袋を使用し、集積所に出すか自己搬入		月 2 回
危険ごみ	透明または半透明の袋を使用し、集積所に出すか自己搬入		月 2 回

家庭系ごみは委託業者が、事業系ごみは許可業者が収集しています。収集運搬に使用している車両を以下に示します。

◆図表 3-4 収集運搬車両

区分	収集方式	台数	総積載量
委託業者	トラック及びパッカー車	70 台	168t
許可業者	トラック及びパッカー車	508 台	2,354t

注) 令和7年6月現在

第2節 ごみの排出量の実績

1. ごみ種類別排出量

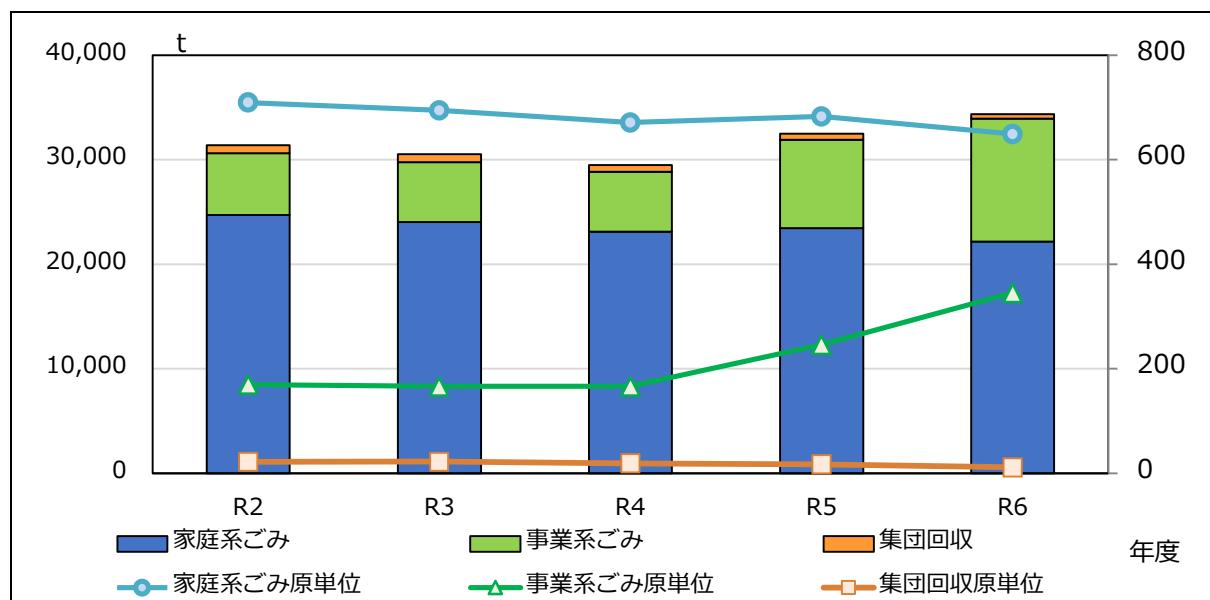
ごみの排出量の実績を図表3-5に示します。ごみ総排出量は、令和4(2022)年度に29,493t/年まで減少しましたが令和6(2024)年度は34,347t/年に増加しました。内訳をみると家庭系ごみと集団回収は減少傾向に対して、事業系ごみは令和5(2023)年度から大きく増加しています。

本市は令和5年(2023年)9月末まで、鹿島地方事務組合のRDF化施設で可燃ごみを固体燃料(RDF)化し、民間の鹿島共同再資源化センター株式会社(以下「KRC」)で焼却・発電(サーマルリサイクル)を行っていました。事業系一般廃棄物の一部については、RDF化施設を経由せずKRCへ直接搬入していました。

同年10月、KRCが可燃ごみ及びRDFの受け入れを停止したため、これまでKRCに直接搬入されていた事業系ごみの一部は、鹿島地方事務組合の新施設「鹿島共同可燃ごみクリーンセンター」へ搬入されることとなりました。その結果、市が把握する事業系ごみの量が急増しました。

◆図表3-5 ごみ総排出量の実績

区分	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
人口(3月31日)	人	95,488	94,779	94,324	93,909	93,550
家庭系	年間排出量	t	24,730	24,021	23,115	23,467
	1人1日当たりの排出量	g/人日	710	694	671	683
事業系	年間排出量	t	5,906	5,743	5,722	8,456
	1人1日当たりの排出量	g/人日	169	166	166	247
集団回収	年間排出量	t	760	767	656	587
	1人1日当たりの排出量	g/人日	22	22	19	17
合計	合計	t	31,396	30,531	29,493	34,347
	1人1日当たりの排出量	g/人日	901	883	857	946



2. 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみの排出量は、減少傾向となっており、令和6(2024)年度に大きく減少しています。種類別に見ると、次のとおりです。

○可燃ごみは概ね横ばい傾向となっています。

○不燃ごみは減少傾向にあり、令和6(2024)年度に大きく減少しています。

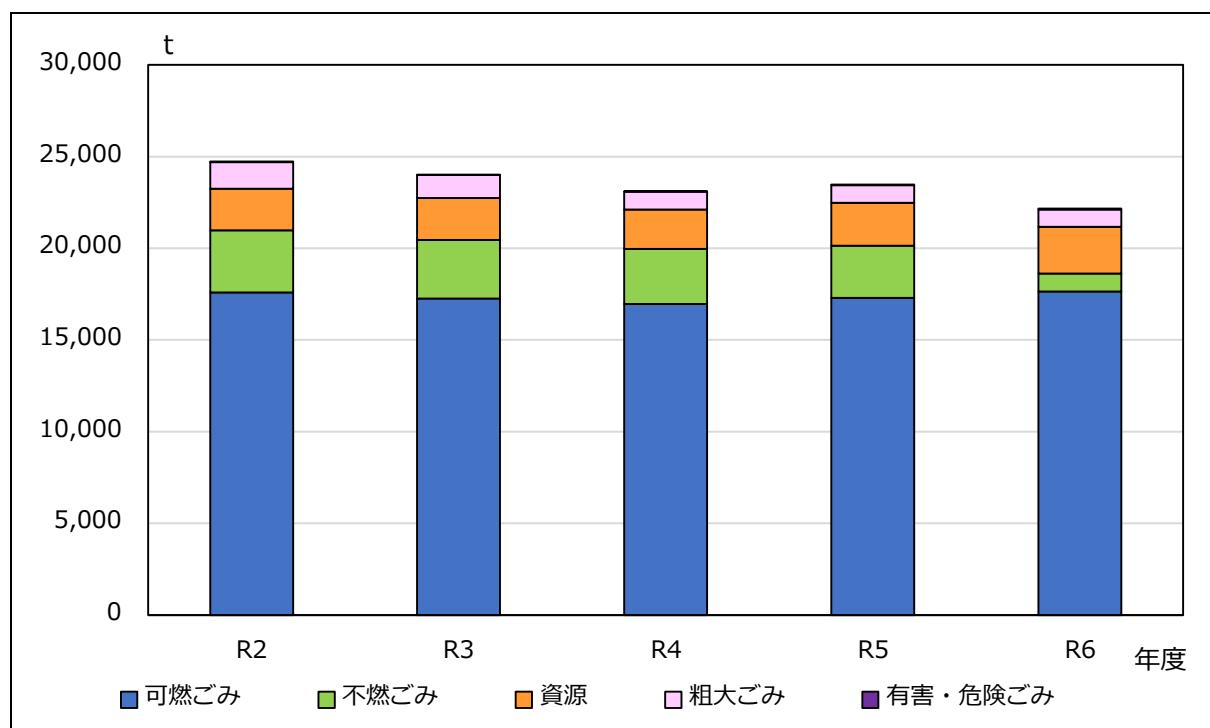
○資源は令和4(2022)年度までは概ね横ばいですが、その後増加しています。

○粗大ごみは減少傾向となっています。

○有害・危険ごみは増加傾向となっています。

◆図表 3-6 家庭系ごみ排出量の実績

区分	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
可燃ごみ	t	17,595	17,256	16,965	17,301	17,649
不燃ごみ	t	3,375	3,192	3,003	2,832	979
資源	t	2,276	2,292	2,143	2,340	2,541
粗大ごみ	t	1,455	1,260	977	960	949
有害・危険ごみ	t	29	21	27	34	53
合 計	t	24,730	24,021	23,115	23,467	22,171



3. 事業系ごみ排出量

事業系ごみの排出量は、令和5(2023)年度以降増加しています。

種類別に見ると、次のとおりです。

○可燃ごみは令和5(2023)年度以降増加しています。

○不燃ごみは令和6(2024)年度に大きく減少しています。

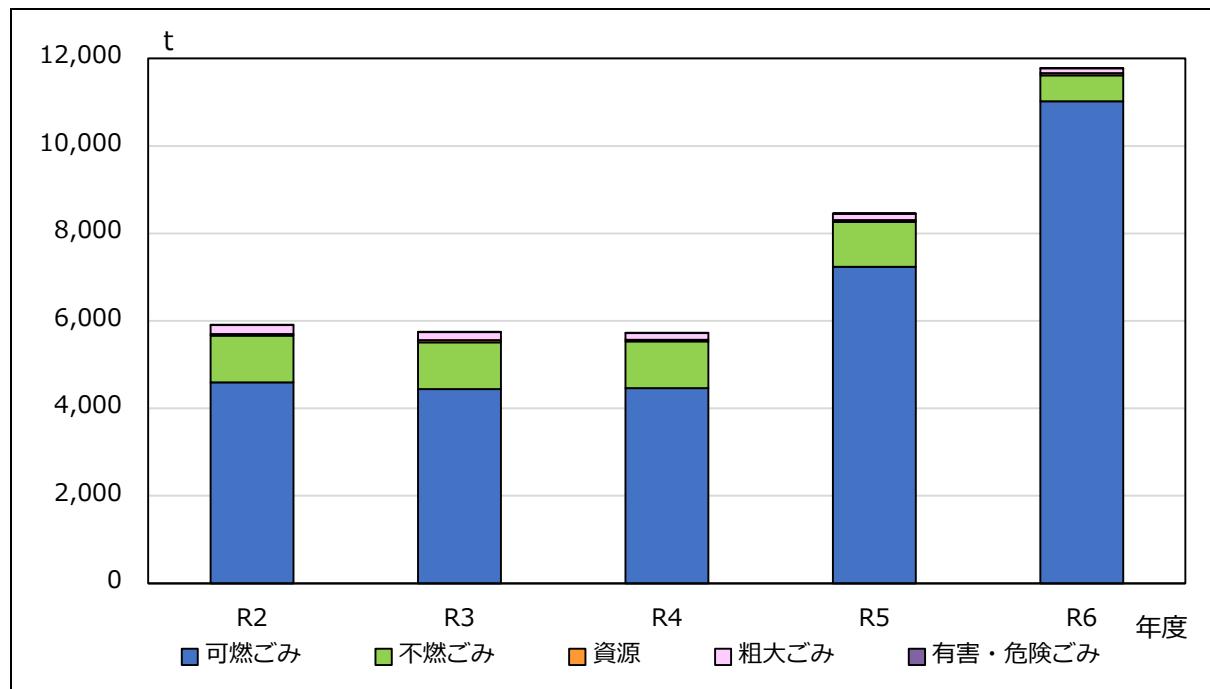
○資源は、概ね横ばい傾向となっています。

○粗大ごみは、減少傾向となっています。

○有害・危険ごみは令和5(2023)年度までは概ね横ばいですが、令和6(2024)年度に増加しています。

◆図表3-7 事業系ごみ排出量の実績

区分	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
可燃ごみ	t	4,591	4,437	4,464	7,238	11,019
不燃ごみ	t	1,069	1,074	1,068	1,025	594
資源	t	42	51	39	41	50
粗大ごみ	t	202	179	148	150	113
有害・危険ごみ	t	2	2	3	2	6
合計	t	5,906	5,743	5,722	8,456	11,782



4. 集団回収量

集団回収量は、令和4(2022)年度以降減少しています。

種類別に見ると、次のとおりです。

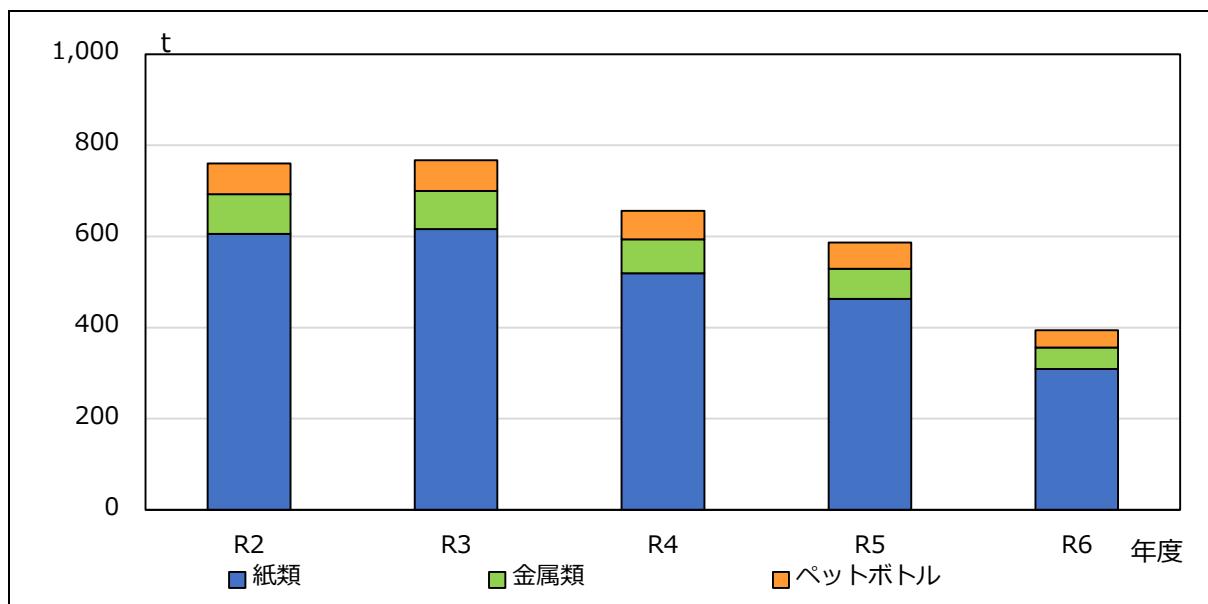
○紙類は減少傾向となっています。

○金属類は減少傾向となっています。

○ペットボトルは概ね横ばい傾向でしたが令和6(2024)年度に減少しています。

◆図表3-8 集団回収量の実績

区分	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
紙類	t	606	616	519	463	309
金属類	t	87	84	75	66	47
ペットボトル	t	67	67	62	58	38
合計	t	760	767	656	587	394

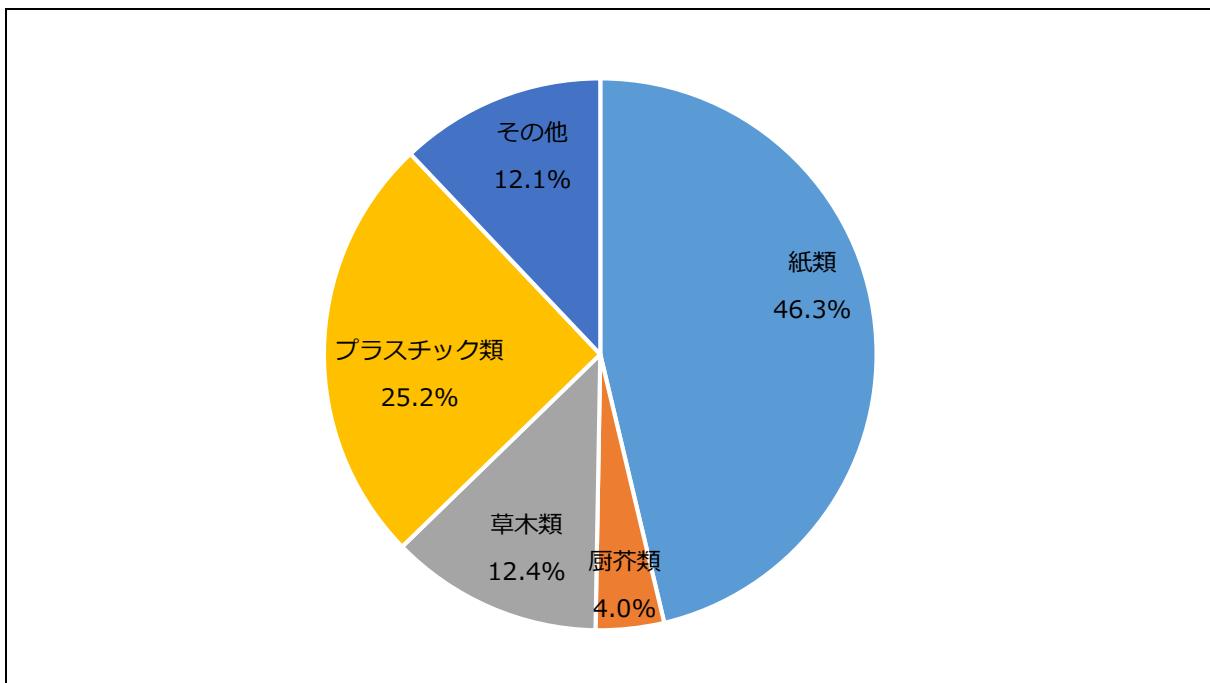


第3節 ごみの性状

可燃ごみの性状について図表3-9に示します。本市から排出される可燃ごみは、鹿島共同可燃ごみクリーンセンターにて焼却処理しており、当該施設にてごみ組成調査を実施しています。

可燃ごみでは、紙類が最も多く、次にプラスチック類が多く占めています。

◆図表3-9 可燃ごみの性状



第4節 ごみの減量化及び再生利用の実績

1. 普及・啓発

ごみの減量化を促進するためには、まずごみになるものを出さない活動が不可欠です。しかし、ごみの発生と排出を最小限に抑えるには、従来の生活様式や事業活動を見直す必要があります。そのため、本市では、市民や事業者に対して、ごみの減量化を積極的に普及・啓発しています。

現在、本市が実施している主な啓発活動は以下のとおりです。

■本市が実施している普及・啓発活動

- ・市のホームページや広報紙等への定期的な掲載
- ・ごみ減量等に係るチラシの配布
- ・神栖市第一リサイクルプラザを活用した体験学習等

2. 生ごみのたい肥化

生ごみ処理容器等の購入補助実績を図表3-10に示します。本市では可燃ごみの減量化を図るため、たい肥化容器(コンポスト)、密閉容器及び電気処理機の購入に対して補助金を交付し、生ごみのリサイクルを推進しています。

生ごみ処理容器等の購入補助実績は、たい肥化容器や密閉容器については概ね横ばいですが、電気処理機は増加傾向にあります。

◆図表3-10 生ごみ処理容器等の購入補助実績

区分	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
たい肥化容器 (コンポスト)	基	25	34	35	17	35
密閉容器	基	0	7	6	2	0
電気処理機	基	24	25	28	36	46

◆図表3-11 補助金の概要

区分	補助金額
たい肥化容器(コンポスト) (土中の微生物や小動物等の活動を利用し、生ごみを分解させることにより当該生ごみを減量化・たい肥化させる容器)	1世帯あたりの補助対象基数:2基まで 補助限度額:1基につき、5,000円 補助金額:購入価格(税抜)の2分の1 (100円未満切り捨て)
密閉容器 (発酵促進剤等を使用し、生ごみを分解させることにより、生ごみを減量化・たい肥化させる容器)	1世帯あたりの補助対象基数:2基まで 補助限度額:1基につき、5,000円 補助金額:購入価格(税抜)の2分の1 (100円未満切り捨て)
電気式生ごみ処理機 (電力による機械的な処理で生ごみを分解または乾燥させることにより、生ごみを減量化・たい肥化させる機械)	1世帯あたりの補助対象台数:1台まで 補助限度額:1台につき、30,000円 補助金額:購入価格(税抜)の2分の1 (100円未満切り捨て)

3. 資源物集団回収

本市では、ごみの減量と資源物の再生利用を図るため、資源物集団回収を実施する住民団体及び団体から資源物の回収を行う事業者に対し、集めた資源物の量に応じて奨励金を交付しています。

集団回収量及び実施住民団体数ともに減少傾向となっています。

◆図表 3-12 交付条件の概要

対象	条件	金額
登録団体	資源物の分別および回収を自発的に行うこと 概ね 10 人以上の市民で構成された営利を目的としない団体であること 原則として年 2 回以上集団回収を行うこと	持ち寄った資源物を市の施設へ直接搬入または業者へ引き渡した場合：5 円/kg
登録事業者	登録を受けた住民団体と取引があること 回収した資源物を適法に処理できること	登録団体から回収した資源物：5 円/kg

◆図表 3-13 資源物集団回収の実績

区分	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
集団回収量	t	760	767	656	587	394
集団回収実施住民団体数	団体	71	71	67	67	54

4. 食用油回収

本市では、家庭からの使用済み・使用期限切れの食用油(植物性のもの)を資源として回収しています。回収した食用油は、工業用のインキやせっけん、塗料などさまざまな製品の原料としてリサイクルしています。回収量は概ね 2t で横ばい推移しています。

◆図表 3-14 食用油の回収実績

区分	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
食用油	t	3	2	2	2	2

5. 小型充電式電池の回収

本市では、資源の有効活用のため、市役所や公民館などの市内 14 か所の施設に小型充電式電池の回収ボックスを設置しています。回収ボックスの設置場所を図表 3-15 に示します。回収した小型充電式電池は資源化業者にて資源化されます。

◆図表 3-15 回収ボックスの設置場所

神栖	波崎	回収ボックス
神栖市役所本庁舎	波崎総合支所・防災センター	
保健・福祉会館(保健センター)	はさき生涯学習センター	
中央公民館	矢田部公民館	
中央図書館	若松公民館	
軽野児童館	土合体育館	
平泉コミュニティセンター	矢田部ふれあい館	
大野原コミュニティセンター		
うずもコミュニティセンター		



6. エコ・ショップ制度

本市では、環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売り店舗を「エコ・ショップ」として認定します。

市内では12店舗がエコ・ショップに登録しています。

◆図表 3-16 エコ・ショップ登録店舗数

区分	単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
エコ・ショップ登録店舗	件	11	12	12	12

第5節 ごみ処理の実績

1. 焼却量

可燃ごみは、令和6(2024)年度より鹿島共同可燃ごみクリーンセンターにて焼却処理を行っています。令和5(2023)年度は、試運転を行いました。

◆図表3-17 焼却量

項目	年度	単位	R5 (2023)	R6 (2024)
焼却量	t		7,124	30,861
焼却残さ	t		243	3,530

2. 資源化量

本市の資源化量の実績を図表3-18に示します。本市におけるごみの資源化としては、資源の分別収集、リサイクルプラザでの選別等の中間処理による資源化、焼却残さの資源化と市民が主体となって実施する集団回収があります。

令和6(2024)年度は可燃ごみがRDF化から焼却処理になったことにより資源化量が減少し、資源化率が18.6%に下がっています。

◆図表3-18 資源化量

項目	年度	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
紙類	t		1,330	1,300	1,157	1,039	642
金属類	t		1,214	1,181	1,088	992	847
ガラス類	t		389	356	330	349	328
ペットボトル	t		232	235	233	225	235
プラスチック類	t		86	84	79	89	97
布類	t		319	318	284	265	283
廃食用油	t		4	3	3	2	2
小型家電	t		1	2	1	1	1
乾電池・蛍光管	t		22	30	30	31	20
RDF化量	t		12,574	13,267	8,936	10,273	0
主灰のセメント原料化	t		—	—	—	—	1,895
飛灰の山元還元・溶融スラグ	t		—	—	—	243	1,635
合計	t		16,171	16,776	12,141	13,509	6,379
ごみ排出量	t		31,396	30,531	29,493	32,510	34,347
資源化率	%		51.5%	54.9%	41.2%	41.6%	18.6%
資源化率 (RDF・灰の資源化等除く)	%		11.5%	11.5%	10.9%	9.2%	8.3%

注) 集団回収による資源化量も含む。

3. 最終処分量

本市の最終処分量の実績を図表 3-19 に示します。本市は最終処分場を所有していないため、民間業者に委託処理しています。最終処分量は年々減少しています。

◆図表 3-19 最終処分量

項目 年度	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
ごみ排出量	t	31,393	30,527	29,490	32,506	34,133
最終処分量	t	1,057	1,027	798	755	587
最終処分率	-	3.4%	3.4%	2.7%	2.3%	1.7%

注) 最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量

第6節 ごみ処理体制等

本市のごみ処理体制を図表3-20に示します。収集運搬については、家庭系ごみは本市、事業系ごみは事業者自らが処理施設へ搬入するか、あるいは許可業者への委託により行います。ごみの中間処理、最終処分については、本市及び鹿島地方事務組合が行います。

◆図表3-20 ごみ処理体制

ごみの種類		収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	可燃ごみ	神栖市	鹿島地方事務組合	神栖市 鹿島地方事務組合
	不燃ごみ		神栖市	
	資源			
	粗大ごみ			
	その他			
事業系ごみ	可燃ごみ	事業者	鹿島地方事務組合	神栖市 鹿島地方事務組合
	不燃ごみ		神栖市	
	資源			
	粗大ごみ			
	その他			

1. 中間処理体制

本市から排出されたごみのうち、可燃ごみは鹿島共同可燃ごみクリーンセンター、不燃ごみ、資源、粗大ごみの一部は神栖市第一リサイクルプラザ及び神栖市第二リサイクルプラザにて中間処理を行っています。古紙・古着については、民間業者で資源化しています。

1. 1 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター

鹿島共同可燃ごみクリーンセンターは、神栖市と鹿嶋市の可燃ごみを処理し、衛生的な市民生活を維持するための中核的役割を果たす施設であるとともに、市域の循環型社会及び低炭素社会形成にも資する施設となります。ごみを安定的に処理するとともに、環境に優しく、環境を学べる施設として、安全・安心な施設を目指します。

◆図表 3-21 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター

施設名	鹿島共同可燃ごみクリーンセンター
設置者	鹿島地方事務組合
供用開始年月	令和 6 (2024) 年 4 月
処理能力	230t/日
炉数	2 炉 (115t/日)
処理方式	ストーカ式
炉型式	全連続燃焼式
余熱利用	蒸気タービン発電 4,880 kW



1. 2 神栖市第一リサイクルプラザ及び神栖市第二リサイクルプラザ

本市で発生した不燃ごみ、資源、粗大ごみの一部、有害ごみ及び危険ごみは、神栖市第一リサイクルプラザ及び神栖市第二リサイクルプラザに搬入し、適正に処理しています。各ラインで処理された圧縮成形品や古紙類は、施設内のストックヤードで一時貯留され資源化を図っています。カレット類については、カレット貯留場に貯留され資源化を図っています。また、各ラインから発生する可燃物は、鹿島共同可燃ごみクリーンセンターで処理、不燃残さ等については最終的に埋立処分を行っています。

◆図表 3-22 リサイクルプラザの概要

施設名	神栖市第一リサイクルプラザ	神栖市第二リサイクルプラザ
設置者	神栖市	神栖市
供用開始年	平成 17 (2005) 年 11 月	平成 14 (2002) 年 4 月
処理対象	不燃ごみ、資源（古紙・古着、粗大ごみ、プラスチック類、ビン・缶）、有害ごみ・危険ごみ	不燃ごみ、資源（古紙・古着、粗大ごみ、プラスチック類、ビン・缶）、有害ごみ・危険ごみ
処理能力	26t/5h	20t/5h
処理方式	選別・破碎・圧縮・梱包	選別・破碎・圧縮・梱包

2. 最終処分体制

本市は最終処分場を所有していないため、民間業者に委託処理しています。

3. ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移を図表 3-23 に示します。本市の令和 6(2024)年度における処理及び維持管理費は、1 人当たり約 23,300 円、ごみ 1t 当たり約 63,600 円となっています。

◆図表 3-23 ごみ処理経費の推移

項目	年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
処理及び維持管理費（千円）	①	1,773,588	1,785,380	1,867,975	2,087,961	2,183,560
人口（人）	②	95,488	94,779	94,324	93,909	93,550
ごみ量（t）	③	31,393	30,527	29,493	32,510	34,347
市民 1 人当たり経費（円/人）	①/②	18,600	18,800	19,800	22,200	23,300
ごみ 1t 当たり経費（円/ t）	①/③	56,500	58,500	63,300	64,200	63,600

注) 100 円未満は切り捨て

人口は年度末人口

第7節 ごみ処理の評価

1. 標準的な指標による評価

国では、市町村が自らの一般廃棄物処理システムについて循環型社会形成、経済性から客観的な評価を行えるよう、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を設けています。本市のごみ処理について「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、令和5(2023)年度実績を基に比較評価を行いました。

このツールは、「循環型社会形成」、「経済性」の視点を基に図表3-24に示す5つの指標があります。本市の類似自治体の分類には、図表3-25に示す人口及び産業構造により「Ⅱ1」に分類されます。

◆図表3-24 指標

指標		見方
循環型社会形成	1人1日当たりのごみ総排出量	偏差値が高いほど、ごみ排出量は少なくなる。
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	偏差値が高いほど、資源回収率は高くなる。
	廃棄物のうち最終処分される割合	偏差値が高いほど、最終処分される割合は小さくなる。
経済性	1人当たりの年間処理経費	偏差値が高いほど、1人当たりの年間処理経費が少なくなる。
	最終処分減量に要する費用	偏差値が高いほど、費用対効果は高くなる。

◆図表3-25 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールでの類型（都市）

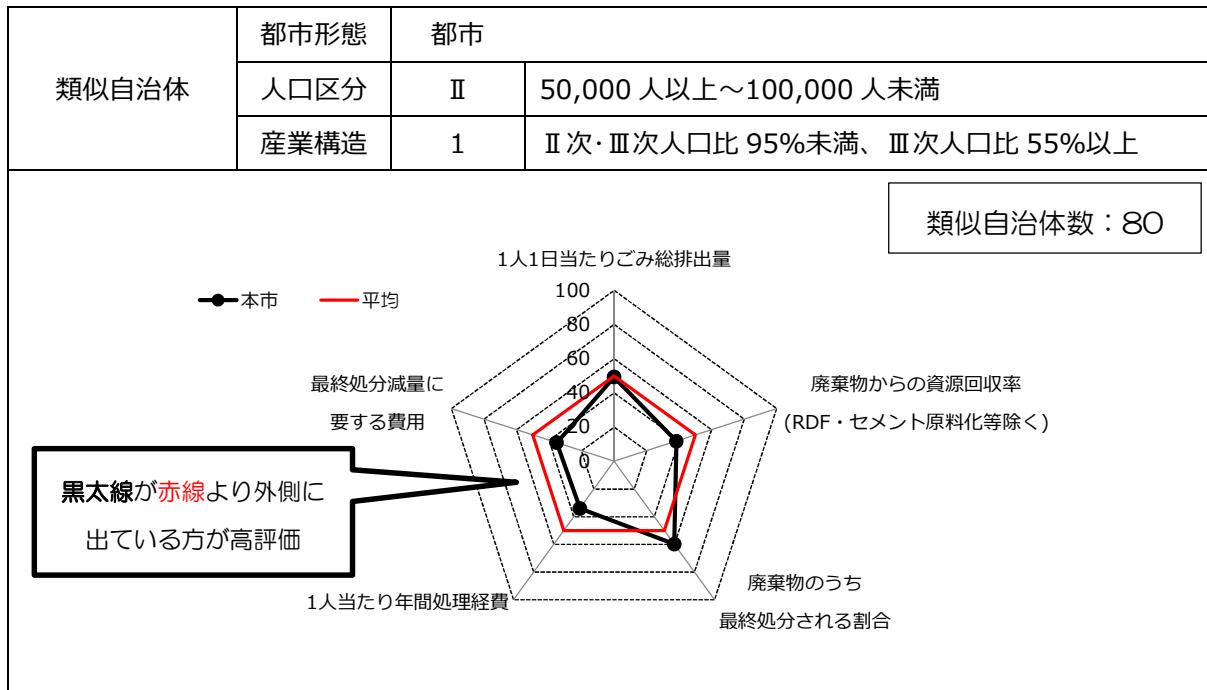
産業			人口	I	II	III	IV
			5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上15万人未満	15万人以上	
0	2, 3次人口比率 95%未満	3次人口比率 55%未満	I 0	II 0	III 0	IV 0	
		3次人口比率 55%以上	I 1	II 1	III 1	IV 1	
2	2, 3次人口比率 95%以上	3次人口比率 65%未満	I 2	II 2	III 2	IV 2	
		3次人口比率 65%以上	I 3	II 3	III 3	IV 3	

資料：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）より作成

本市と人口と産業構造が類似する自治体との比較評価を行いました。図表3-26に示すようにレーダーチャートに示される面積が大きいほど良好な状態であることを示します。

本市は5つの指標のうち「廃棄物のうち最終処分される割合」の偏差値が平均値(50)より良好(62)となっています。それ以外の指標の偏差値については、平均値(50)を下回っています。

◆図表3-26 全国類似自治体との比較（令和5（2023）年度実績）



項目	1人1日当たりのごみ総排出量 (g/人日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	1人当たり年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	890	14.1%	8.3%	13,412	41,600
最大	1,165	31.4%	27.4%	33,577	94,787
最小	594	6.9%	0.0%	5,078	8,735
標準偏差	124	4.8%	5.0%	5,256	15,770
神栖市の実績	942	9.2%	2.3%	18,389	53,552
神栖市の評価 (偏差値)	45.8	39.8	62	40.5	42.4

注) 類似自治体：人口及び産業構造により全国の市町村を35の類型に分類した結果、本市と同じ類型に属する自治体。総務省が提示する類似団体別市町村財政指数表の類型を基にしている。

偏差値：平均点からどれだけ離れているかを数値で表したもの。平均点を偏差値50として、平均点より高ければ50より大きく、平均点より低ければ50より小さくなる。

人口は一般廃棄物処理実態調査票を基にしているため令和5（2023）年10月1日現在を基に算出。

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール

◆図表 3-27 近隣の類似自治体の状況（令和5（2023）年度実績）

近隣の類似 自治体	1人1日当たりの ごみ総排出量 (g/人日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分 される割合	1人当たり 年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
茨城県石岡市	967	23.3%	0.5%	6,675	18,870
茨城県結城市	1,056	14.3%	4.7%	11,604	31,217
茨城県笠間市	864	8.5%	13.1%	9,408	31,877
栃木県鹿沼市	820	12.6%	12.9%	17,570	51,623
栃木県日光市	1,121	17.8%	4.0%	24,558	60,004
栃木県大田原市	867	11.0%	10.9%	13,460	43,323
栃木県下野市	710	23.0%	7.5%	17,849	73,668
群馬県渋川市	1,114	8.7%	11.9%	12,117	30,373
千葉県銚子市	1,165	17.9%	3.2%	14,405	32,344
茨城県神栖市	942	9.2%	2.3%	18,389	53,552

近隣の類似自治体：北関東及び隣接する銚子市

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール

2. 目標値の達成状況等

目標値の達成状況等を図表3-28、29に示します。本計画では、令和7(2025)年度において1人1日当たりのごみ排出量と1年当たりの総ごみ排出量を指標に目標値を定めています。

令和6(2024)年度実績は、家庭系ごみに関する指標については、目標値を達成していますが、その他は事業系ごみ排出量が増加したことにより目標値を達成していません。

◆図表3-28 既定計画における目標

項目	単位	R6(2024)年度 実績	R7(2025)年度 目標値	増減 (対R6/R7)	R17(2035)年度 目標値
1人1日当たりのごみ排出量	g/人日	1,006	975	+3.1% 未達成	936
家庭系ごみ排出量	g/人日	661	694	-4.8% 達成	680
事業系ごみ排出量	g/人日	345	169	+23.2% 未達成	154
鹿島共同再資源化センター直接搬入分	g/人日		111		102
1年当たりのごみの総排出量	t/年	34,347	33,904	+1.3% 未達成	32,344
家庭系ごみ排出量	t/年	22,565	24,134	-6.5% 達成	23,485
事業系ごみ排出量	t/年	11,782	5,894	+20.6% 未達成	5,317
鹿島共同再資源化センター直接搬入分	t/年		3,876		3,542
1年当たりの焼却ごみ量	t/年	30,841	28,288	+8.3% 未達成	26,343

◆図表3-29 国及び県の一般廃棄物に関する目標値との比較

項目	本市 実績	国の目標		県の目標
		廃棄物処理法に 基づく基本方針	第五次循環型社会 形成推進基本計画	
目標年度	R6(2024)年度	R12(2023)年度	R12(2023)年度	R7(2025)年度
排出量	対H30(2018)： 13.1%増 対R4(2022)： 16.7%増	R4(2022)年度比 約9%削減 未達成	-	980千t H30(2018)年度比 約7.5%減 未達成
1人1日当たりの ごみ排出量	1,006g	-	-	976g
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源除く)		-	-	未達成
1人1日当たりの ごみ焼却量	903g	約478g 未達成	-	-
再生利用		580g R4(2022)年度比 16%削減 未達成	580g 未達成	-
最終処分	0t	約26% 未達成	-	20%以上 未達成
		R4(2022)年度比 約5%削減 達成	-	80千t H30(2018)年度比 約5%減 達成

出典：廃棄物処理法に基づく基本方針
第五次循環型社会形成推進基本計画
第5次茨城県廃棄物処理計画

第8節 ごみ処理に関する課題の抽出

本市のごみ処理の現状を踏まえ、課題を下記のとおり整理します。

1. ごみの減量化及び資源化

1. 1 ごみの排出抑制の推進

家庭から出るごみの排出量は減少傾向にありますが、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、国や県の平均値、また本市の類似自治体と比較して依然として高い状況にあります。このため、今後もごみの減量化と資源化をさらに推進することが必要です。

一方、事業系ごみの排出量は、令和5(2023)年まで鹿島共同再資源化センターに直接搬入されていたごみが、鹿島共同可燃ごみクリーンセンターで処理されるようになったため増加しています。事業活動で発生するごみは、排出事業者自身が責任を持って適正に処理・資源化することが原則です。事業系ごみを減らすためには、事業者自身がごみの分別や減量化の重要性を理解し、積極的に取り組むことが不可欠です。そのため、事業者への啓発活動や協力体制の構築が重要となります。

1. 2 普及・啓発

本市は、15~65歳の生産人口の割合が全国平均より高く、若い世代や子育て世代へのホームページやSNSなどを活用した情報提供や幅広い世代への啓発を行うことが必要です。一方で、高齢者に対しては、ホームページに加え、広報紙や回覧板などの紙媒体による周知や、自治会等を活用した対面での啓発などの情報提供が必要です。

令和5(2023)年度に本市で実施した「環境保全活動の状況に関する市民アンケート」の結果では、「詰め替えできる商品を購入する」、「買い物袋等を持参している」、「食品ロスに配慮して余計に買わない」に関しての取組率が高い傾向が見られました。引き続きごみの減量化や食品ロス対策についての取組を普及・啓発していくことが必要です。

本市のごみ全体に占める事業系ごみの割合が30%以上と高くなっています。排出事業者への収集業者や処理業者に関する情報提供とごみ減量化やリサイクルに関する啓発を行っていくことが必要です。

1. 3 リサイクルの推進

鹿島共同可燃ごみクリーンセンターの組成調査結果(乾燥ベース)では、紙類が半分含まれています。資源化可能な紙類について分別徹底の啓発を進めることができます。

プラスチック製容器包装については、食品の付着による汚れがあると可燃ごみとして焼却処理するため、適正な排出方法について啓発していく必要があります。

不燃ごみについても適正な分別について啓発し、資源化をさらに推進することが必要です。

1. 4 食品ロス削減

日本において、令和5(2023)年度でまだ食べられるのに様々な理由によって捨てられる「食品ロス」の排出量は、年間464万t、1人1日当たり約102gと推定されます。食品ロスが可燃ごみとして排出されると、ごみ処理の費用がかかり、焼却によるCO₂排出や焼却後の灰の埋立等による環境負荷につながります。

1. 5 プラスチック類のリサイクルの推進

プラスチック資源循環促進法の施行により、市町村に対して排出抑制やプラスチック製品のリサイクルなど、プラスチックの3R+Renewableの促進が求められています。

本市においてもペットボトルやプラスチック製容器包装は資源化していますが、使い捨てプラスチック製品等については、不燃ごみや一部可燃ごみとしています。本市においても、使い捨てプラスチック製品等の分別収集の検討や、発生抑制、不法投棄防止など意識啓発等に取り組む必要があります。

2. 適正処理・処分の推進

2. 1 収集・運搬

市内全域から排出される一般廃棄物を適正かつ円滑に収集・運搬する必要性から、効率的な収集・運搬体制を構築し維持していく必要があります。

また、今後増加すると思われる高齢者等を対象とした収集・運搬体制の充実を図る必要があります。

2. 2 中間処理

本市では、令和6(2024)年度より鹿島共同可燃ごみクリーンセンターで可燃ごみの処理を行っており、鹿島地方事務組合との連携を強化することが必要です。

神栖市第一リサイクルプラザや神栖市第二リサイクルプラザについては、適切な維持管理を行い、ごみの安定的な処理の継続が必要です。

2. 3 最終処分

本市は、最終処分場を有していないことから、埋立するごみの減量・リサイクルの推進、焼却残さの資源化などを行い、埋立負荷を軽減する必要があります。

2. 4 リスク発生時の対応

台風や地震等の自然災害や感染症等様々なリスクが発生しているため、事業継続のための事前の備えが必要となっています。

また、災害発生時には迅速な廃棄物処理が必要になるため、「災害廃棄物処理計画」に基づき、鹿島地方事務組合及び周辺自治体と協力し、災害等に強いごみ処理体制を確保していく必要があります。

2. 5 不法投棄の対応

ごみの不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、自然環境の破壊にもつながることから、これを防止し、ごみの適正な分別排出を徹底する必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念・基本方針

ごみ処理計画の基本理念、基本方針は、本計画を概ね継承します。本市では、3R(Reduce・Reuse・Recycle)に発生抑制(Refuse)と修理・修繕(Remove)を加えた5Rの考え方を取り入れ、より上流側でごみを削減すべく取組を進めてきました。この考え方を今後も継続し、より一層の推進を目指していくこととします。

また、これらの推進と合わせてSDGsの考え方を活用し、「環境への負荷の少ない持続可能な社会づくり」を進めていくことを基本理念とします。

◆図表4-1 基本理念及び基本方針

4 算の高い教育を みんなに	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
<基本理念>					
市民・事業者・行政の協働による5Rの推進と 環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりの推進					
基本方針1 ごみの発生・排出抑制の推進					
市民・事業者・行政が協働して、ごみの発生・排出抑制を徹底し、ごみを出さないライフスタイルへと転換します(リユース、リデュース、リペア)					
基本方針2 資源の有効利用の推進					
ごみを出す際は分別を徹底し、可能な限り資源として利用します(リユース、リサイクル)					
基本方針3 環境に配慮した適正な処理・処分の推進					
資源として利用できないごみは、環境に配慮して適正な処理・処分を行います。					

基本理念で掲げた5Rは、ごみ削減の上流工程から下流工程へと優先順位をつけたものです。まず、最も重要なのは、ごみそのものを減らす取り組みです。

1番目にごみを持ち込まない・買わない(Refuse)、ごみの発生を抑える(Reduce)、ものを長く使うために修理する(Remove)という3つのRを実践し、ごみを出さないライフスタイルへの転換を目指します。

2番目に、ごみを資源として再利用することを徹底します。ごみを繰り返し使う(Reuse)、あるいは、資源として再生利用する(Recycle)ことで、ごみを減らします。

3番目にそれでも資源として活用できないごみは、環境に配慮して適切に処理・処分を行います。

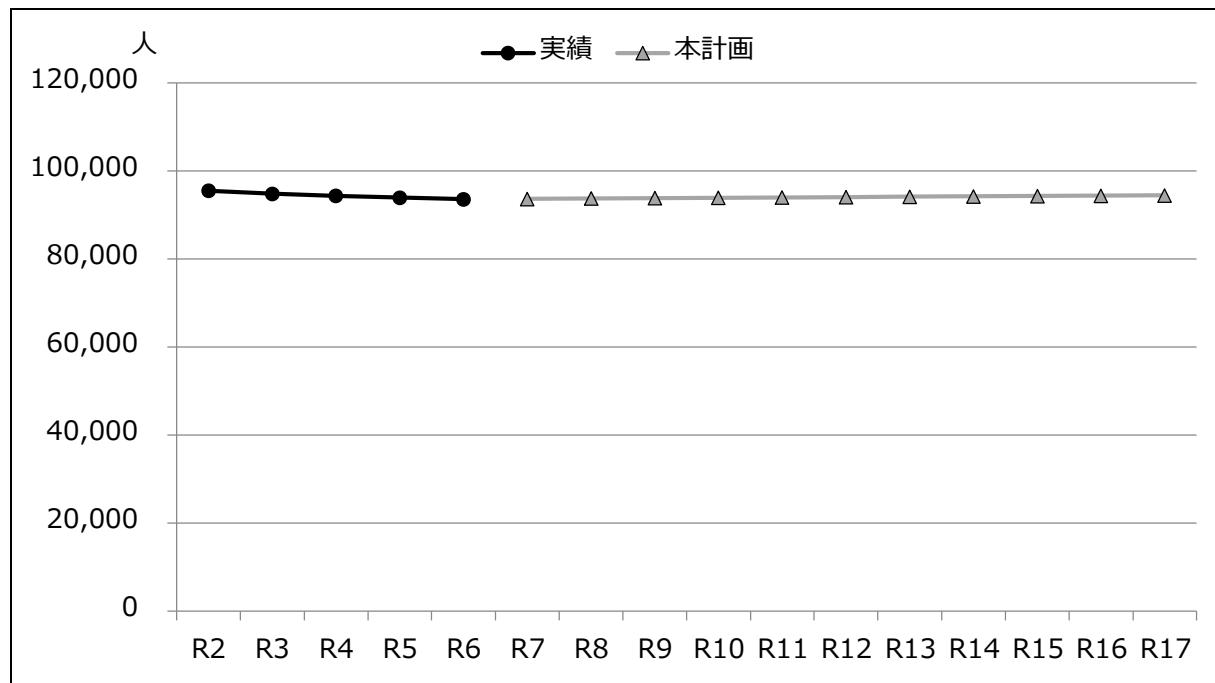
第2節 現状施策でのごみ排出量の将来予測

1. 将来人口

本計画における人口の将来見込みは、従来の計画の推計値を踏襲した数値とします。

令和7(2025)年度以降緩やかに令和17(2035)年度人口 94,330 人まで段階的に推移する推計値とします。

◆図表 4-2 将来人口の推計



2. ごみ排出量の推計

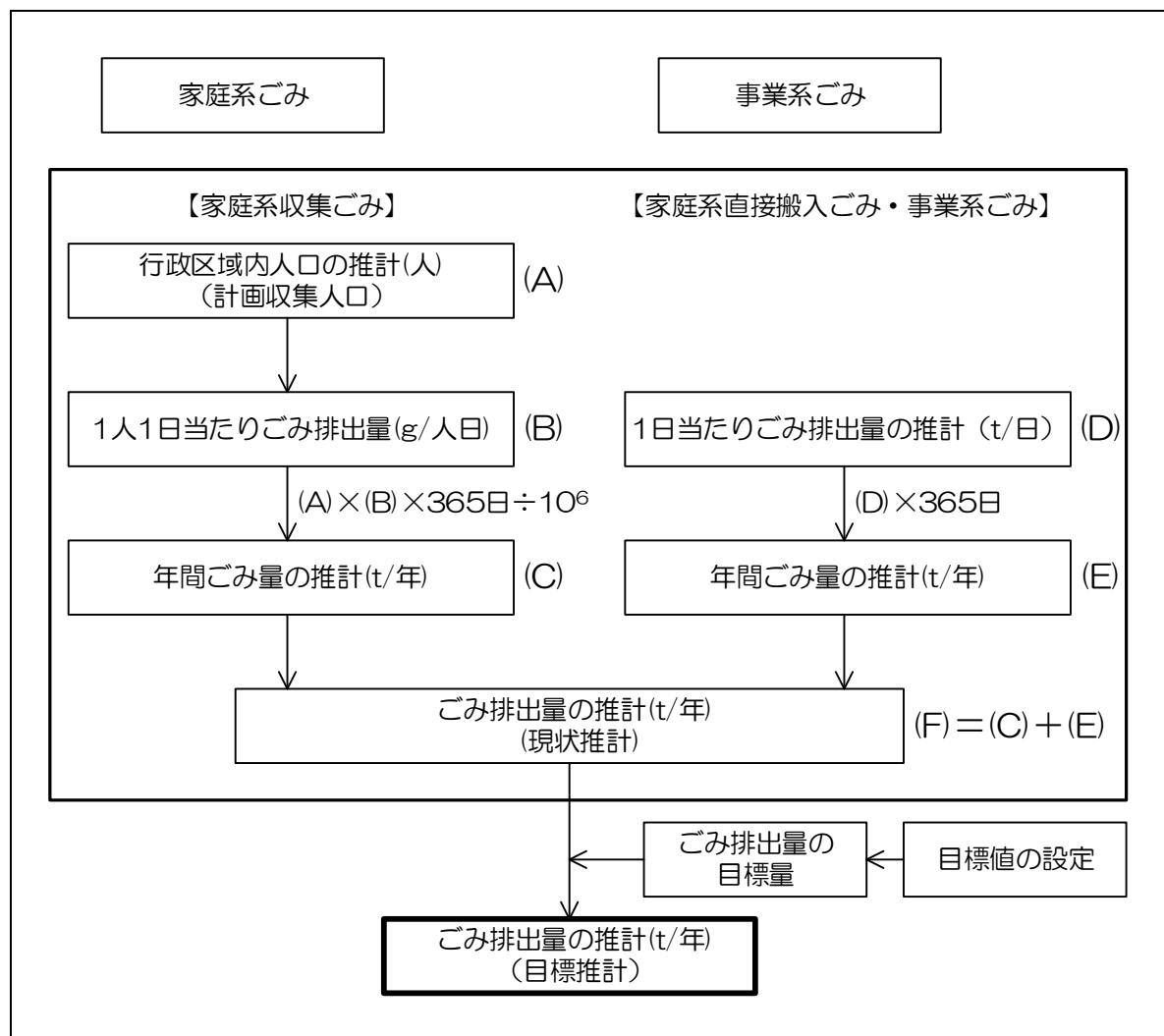
2. 1 推計方法等

ごみ排出量の将来見込みの算出手順は図表 4-3 に示すとおりです。

ごみ排出量の将来見込みについて、家庭系ごみでは、1人1日当たりのごみ排出量を基に将来推計を行った上で、本市の人口の将来推計結果を乗じることにより算出します。

事業系ごみでは、1日当たりのごみ排出量を基に将来推計を行うことにより算出します。

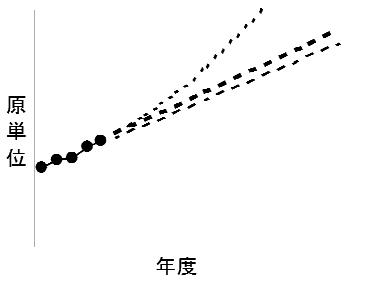
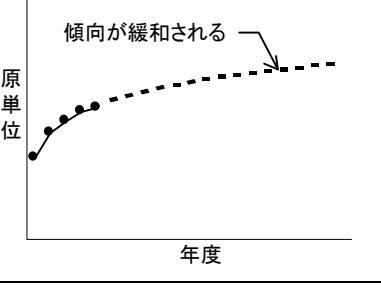
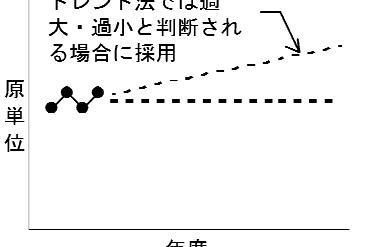
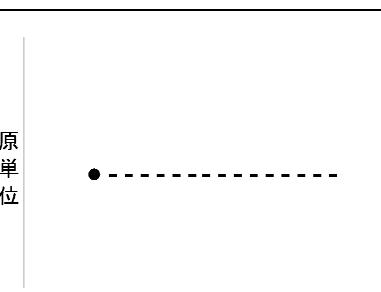
◆図表 4-3 ごみ排出量の将来見込みの算出手順



なお、将来推計は、過去の実績値の推移を勘案して、図表 4-4 に示すように適宜、適切な方法を選択しました。

本計画では、基本的には 3 つのトレンド法(最小二乗法、等差級数法、等比級数法)を用い、最適な方法を採用するものとします。具体的には過大・過小な推計を防ぐために、目標年度である令和 12(2030)年度において、3 方法のうちの中位を示す推計式を採用するものとしました。ただし、3 方法の中位を採用することが適当でないと判断される場合は、対数回帰法や平均及び指定年を用いるものとしました。

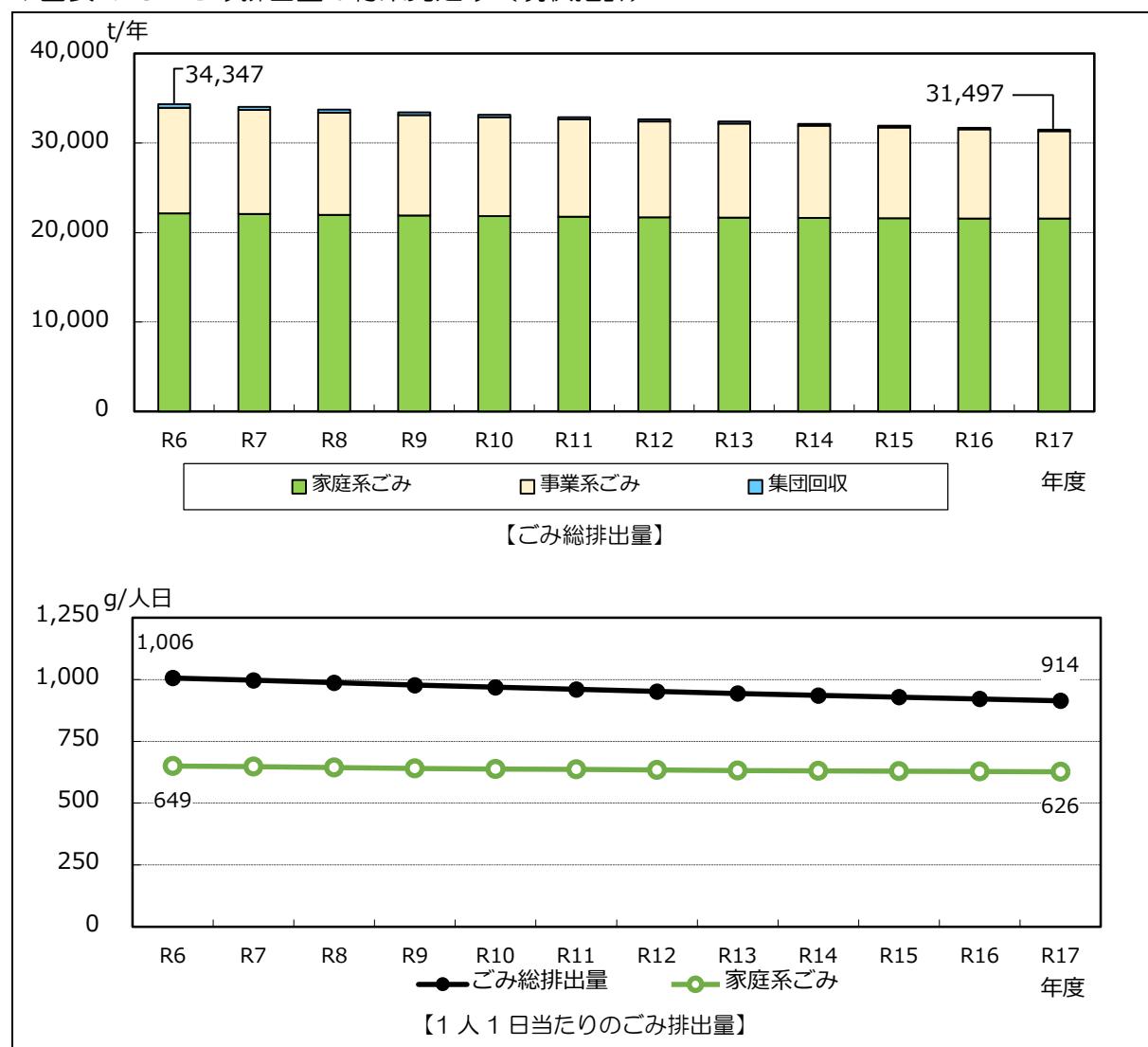
◆図表 4-4 推計方法の考え方

推計方法	考え方
最小二乗法 等差級数法 等比級数法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用。 ○ 過大・過小とならないように、3方法で推計した結果が計画目標年次において中位を示す推計式を採用。 
対数回帰法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加や減少傾向が徐々に緩和される傾向を示し、今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用。 
平均	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期的には増減を繰り返しながらも横ばい傾向を示すが、トレンド法では過大・過小となるなど、推計が困難と判断される場合に採用。 
指定定年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の実績値がない、あるいは分別区分の変更等により、将来推計を行ううえで参考とならない場合に採用。 

3. ごみ排出量等の将来見込み

ごみ排出量の推計は、排出量実績の推移の傾向が今後も続くものとして、将来の数値を予測します。トレンド法による推計の結果、家庭系、事業系及び集団回収を合わせた総排出量は今後減少していくと予測されます。また、1人1日当たりの排出量についても、減少傾向で推移していきます。

◆図表4-5 ごみ排出量の将来見込み（現状推計）



第3節 目標推計

1. 目標値の設定

本計画と国や県の計画等で示された指標を参考に見直しました。

家庭系ごみ排出量(1人1日当たり)の数値目標については、市民による減量化が進展し、本計画の目標値をすでに達成している状況を踏まえ、今回の見直しでは現状推計の値を維持します。ただし、ごみと資源の分別徹底を図り、可燃ごみの削減を推進します。

事業系ごみについては、本計画の数値目標を未達であることから、目標達成に向けてごみ減量に関する取組の周知・啓発を強化します。具体的には、ペーパーレス化や古紙類の民間業者への搬入など、事業所ができるごみ減量の取組や、飲食店での食品ロス削減の取組を促進します。これにより、概ね本計画と同程度の減量目標を設定します。

ごみ総排出量は、家庭系ごみおよび事業系ごみの目標達成時における年間排出量として算出し、本計画と概ね同程度の目標値とします。

焼却ごみ量については、指標を1人1日当たりごみ排出量として設定します。可燃ごみ中に混在する紙類などを資源として分別徹底することにより、本計画と概ね同程度の減量目標とします。

◆図表4-6 目標値

数値目標1	【指標】ごみ総排出量 【目標】令和17(2035)年度までに30,580t (令和6(2024)年度比11%減)
数値目標2	【指標】1人1日当たりのごみ総排出量 【目標】令和17(2035)年度までに887g (令和6(2024)年度比11.8%減)
数値目標3	【指標】1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 【目標】令和17(2035)年度までに596g (令和6(2024)年度比8.2%減)
数値目標4	【指標】事業系ごみ排出量 【目標】令和17(2035)年度までに8,841t (令和6(2024)年度比25%減)
数値目標5	【指標】1人1日当たりごみ焼却量 【目標】令和17(2035)年度までに762g (令和6(2024)年度比15.6%減)

注) 家庭系ごみ排出量に集団回収は含まない。

第4節 目標達成のための施策

本計画における施策の体系は以下のとおりです。

◆図表 4-7 施策の体系

基本方針	施策	主な取組
基本方針 1 ごみの発生・排出 抑制の推進	1.ごみを出さないための情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校やイベントなどの環境教育の充実 ● リサイクルプラザからの情報発信 ● 市ホームページの充実【追加】 ● ごみ分別アプリの活用【追加】
	2.市民によるごみをもらわない、作らないための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみを出さない行動の推進 ● プラスチックの削減【追加】 ● 食品口次の削減【追加】
	3.事業者によるごみを作らないための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● エコ・ショップ認定制度による環境にやさしいライフスタイルの構築 ● 事業者へのごみ減量啓発【追加】 ● 事業系ごみの排出実態の把握【追加】
	4.ごみの有料化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭系ごみの有料化の検討 ● 事業系ごみの料金見直しの検討【追加】
基本方針 2 資源の有効利用の 推進	5.家庭での取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● ちゅう芥類(生ごみ)のたい肥化 ● 集団回収の利用、リサイクルルートの確保 ● ごみの分別徹底 ● 紙類の回収促進【追加】
	6.資源となるものの有効利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● せん定枝葉等の資源化 ● 廃食用油の回収 ● プラスチック製品の資源循環【追加】
	7.不用品の有効利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 不用品交換の仕組みの充実 ● フリーマーケットやリサイクルショップの活用
基本方針3 環境に配慮した適 正な処理・処分の 推進	8.不適正排出の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 不適正処理の防止 ● 野外焼却禁止の周知徹底 ● リチウムイオン電池など充電式電池の適正排出の推進【追加】
	9.適切な収集・運搬・ 処理体制の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ出し支援の実施 ● 集積所の適正管理【追加】 ● 適正な収集・運搬体制の維持 ● 適正な処理・処分の実施

これら9つの施策の下、本計画で推進していく具体的な取組内容を整理します。

なお、これらの具体的な取組は、市民・事業者・行政の協働の下、推進していくものであるが、主な分担等について、次のように整理します。

(市民):主に市民が実行に移すもの

(事業者):主に事業者が実行に移すもの

(行政):主に行政が検討・実施等を行うもの

(行政→市民):主に行政が情報発信・場の提供等を行い、市民がそれを利用するもの

(行政→事業者):主に行政が仕組みを構築し、事業者がそれを利用するもの

基本方針 1 ごみの発生・排出抑制の推進

1. ごみを出さないための情報の提供

●学校やイベントなどでの環境教育の充実

○ごみの問題に关心を持つてもらえるよう、教育部門と協力します。学習冊子の作成や体験学習を通して、小中学校での環境教育を充実させます(行政→市民)。

○イベント会場などで、ごみや環境に関するコーナーを設け、幅広い世代の人々にごみ問題への関心を高めてもらえるよう働きかけます(行政→市民)。

●リサイクルプラザからの情報発信

○神栖市第一リサイクルプラザで開催している各種教室、体験及び施設見学などを通して市民のリサイクル意識の向上を図ります(行政→市民)。

●ホームページによる情報提供の充実

○ごみ出しに関する情報や集団回収活動、取組成果の紹介、ごみ処理にかかる経費など、様々な情報伝達の手段として、ホームページの一層の充実を図ります(行政→市民)。

●ごみ分別アプリの活用

○スマートフォンやタブレット端末で手軽に情報を取得できる「ごみ分別アプリ」の利用を促進します。分別の検索機能や収集日のアラート機能を活用することで、市民の利便性向上を図るとともに、適正な分別による資源化率の向上を目指します。(行政→市民)



2. 市民によるごみをもらわない、作らないための取組の推進

●ごみを出さない行動の推進

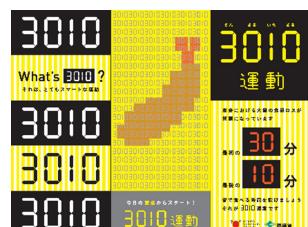
- 買い物にマイバッグを持参、ばら売り・量り売りの商品や詰め替え用商品の購入、生ごみを出さない調理など、ごみの減量化に配慮した消費行動を促進します(市民)。
- 家具や自転車などは無理のない範囲で修理・修繕を行って利用し、物を大切にして長く利用するライフスタイルへの転換に努めます(市民)。
- エコ商品や再生品(トイレットペーパー、再生紙等)を積極的に使用するように努めます(市民)。

●プラスチックの削減

- プラスチックごみの削減に向けた効果的な周知・啓発を進めていきます(行政→市民)。
- 小売店や飲食店などで、消費者が使い捨てプラスチックを断りやすくし、分別しやすい環境を整えることで、プラスチックごみの削減を進めます(事業者)。
- 使い捨てプラスチック製品の利用抑制を図るため、使い捨てプラスチック容器包装での商品提供から、環境に配慮した素材でできた容器や包装での商品提供への転換について周知・啓発をさらに強化していきます(行政→市民)。

●食品ロスの削減

- 家庭や事業所における食品ロスの削減に向けて普及啓発を図ります(行政→市民)。
- 「使いきる」、「食べきる」、「水気をきる」の「3 キリ運動」の啓発をはじめ、計画的な食料品の購入、エコクッキングの啓発、ごみを出さない調理方法等の普及啓発を行っています(行政→市民)。
- 宴会時には、乾杯からの 30 分間と最後の 10 分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうとする「3010(サンマルイチマル)運動」の普及啓発を行います(行政→市民・行政)。
- 神栖市社会福祉協議会は、「もったいないを橋渡しプロジェクト」として食品ロス削減に取り組んでいます。市民や企業・団体が気軽に食品を寄付できる環境を整備し、寄付された食品をこれまで以上にスムーズかつ有効に活用するため、事前に登録された市内社会福祉施設やボランティア団体へ、社協が橋渡しをしています(事業者)。



3. 事業者によるごみを作らないための取組の推進

●エコ・ショップ認定制度による環境にやさしいライフスタイルの構築

- 行政は、環境に配慮した商品の販売やごみ減量・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店を「エコ・ショップ」として認定し、広く消費者にPRします(行政)。
- 事業者は、環境に配慮した商品の販売促進を図るとともに、簡易包装を実施し、過剰な包装を抑制するように努めます(事業者)。
- 飲食店は、テイクアウトや小盛りのメニューを提供することなど、食品ロスの削減に努めます(事業者)。
- 消費者、事業者の連携のもと、環境にやさしい商品の販売促進、包装紙の簡素化、レジ袋の削減、資源の回収など、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めていきます(市民・事業者・行政)。

●事業者へのごみ減量啓発

- 事業所ごみの適正な分別と処理の周知・啓発をします(行政)。
- 事業系ごみの適正処理に向け、ごみの排出方法が不適切だと思われる事業者に対しては、ごみの排出方法やごみ減量について指導を行います(行政→事業者)。

●事業系ごみの排出実態の把握

- 分別不適切なごみと産業廃棄物の搬入防止を主な目的として、ごみ処理施設搬入時の監視体制について、施設(一部事務組合含む)との協力関係を維持します(事業者)。
- アンケート調査や排出状況調査により、事業系ごみの排出実態を把握し、分別徹底や家庭ごみへの混入防止など自らの責任による適正処理について、啓発・指導を効果的に行うとともに、リサイクルの取組実践などを促進します(行政)。

4. ごみの有料化の検討

●家庭系ごみの有料化の検討

- 環境負荷の軽減、処理経費の圧縮、および排出量に応じた公平な費用負担の確保を目的に、家庭系ごみ有料化の導入について調査・検討を進めます。(行政)。

●事業系ごみの料金見直しの検討

- 排出事業者によるごみ減量への経済的インセンティブ(動機付け)を強化するとともに、排出者責任に基づく受益者負担の適正化を図るため、事業系一般廃棄物の処理手数料の見直しを検討します(行政)。

基本方針 2 資源の有効利用の推進

5. 家庭での取組の促進

●ちゅう芥類（生ごみ）のたい肥化

○生ごみ処理容器などを使った堆肥化は、ごみ減量に役立つため、生ごみ処理容器購入補助制度について、ホームページや広報紙などを活用して、市民の皆さんに定期的に呼びかけていきます（行政→市民）。

●集団回収の利用、リサイクルルートの確保

○資源物集団回収制度は今後も継続し、紙類やびん・缶等を中心とした資源のリサイクルを推進します（行政→市民）。

○近年資源物の市場価格の低迷や燃料費・人件費の高騰により、処理料金が見合わないために全国的にリサイクル業者（処理業者）の廃業が進んでおり、このことが資源物集団回収量の減少につながっていると考えられます。集めたものを処理して資源化する処理業者がいなくなると、回収した資源も廃棄せざるを得なくなります。そこで、国や県に対し、適切なリサイクルルートが確保でき、様々なリサイクル品が循環していくよう、リサイクル業者への支援なども要請していきます（行政）。

●ごみの分別徹底

○分別を間違いややすいごみについては、ホームページや広報紙などで、よりわかりやすい出し方を周知していきます。また、分別が不十分なごみは収集せず、その理由をシールなどで示し、分別ルールの徹底を推進します（行政→市民・事業者）。

○市民や事業者は、分別ルールを守ってごみの分別を徹底し、資源の有効活用とごみの減量を行っていきます。（市民・事業者）。

●紙類の回収促進

○古紙の資源化を促進するため、保管や持ち出しを容易にする工夫など、市民が無理なく取り組める分別支援のあり方を見直します。（行政→市民）

○多様な媒体を活用した情報発信により市民の紙ごみ排出抑制に対する意識の向上を図ります。（行政→市民）

6. 資源となるものの有効利用の促進

●せん定枝葉等の資源化

○せん定枝葉の資源化方法及び分別収集方法について検討するとともに、民間事業者も含めた資源化ルートの検討、誘導を行います（行政→市民）。

●廃食用油の回収

○廃食用油の回収率を向上させるため、廃食油回収を周知する効率的な回収方法や、廃食用油を回収していることの周知方法について検討します（行政→市民）。

●プラスチック製品の資源循環

○プラスチック製容器包装類については、資源としての排出方法を周知徹底し、リサイクルを推進します（行政→市民）。

○プラスチック製品について、今後、リサイクルを推進するための検討を行っていきます（行政）。

7. 不用品の有効利用の促進

●不用品交換の仕組みの充実

○不用品のリユースを推進するため、ホームページや SNS 等の媒体を活用し、民間サービスを含めたリユース情報の普及啓発に努めます。加えて、平成 19(2007)年度から実施している、「衣類等のもらいます・あげますキャンペーン」について、利用促進のため周知を図るとともに、品目追加等を検討します(行政→市民)。

●フリーマーケットやリサイクルショップの活用

○フリーマーケットやリサイクルショップを活用することで、物がリユースされて廃棄する物を少なくするライフスタイルへと転換します(市民)。



基本方針 3 環境に配慮して適正な処理・処分の推進

8. 不適正排出の防止

●不適正処理の防止

○市で処理できないごみに関しては、処理が可能な民間業者の紹介など、適正な処理方法について市民への周知を図ります(行政→市民・事業者)。

●野外焼却禁止の周知徹底

○ホームページや広報紙等を活用して野外焼却の禁止について周知徹底していくとともに、発見した場合にはしっかりとした指導を行っていきます(行政→市民・事業者)。

●リチウムイオン電池など充電式電池の適正排出の推進

○充電式電池(リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池)は、資源の有効利用と適正処理のため、市役所や公民館等で回収ボックスを設置し、回収します。適正な回収方法の情報提供などを通じて、適正排出の推進に取り組みます(行政→市民)。

9. 適切な収集・運搬・処理体制の維持

●ごみ出し支援の実施

○ごみを自ら集積所へ排出することが困難な高齢者等に対するごみ出し支援の実施について検討していきます(行政)。

●集積所の適正管理

○集積所の美化を図るため、ごみ出しルールの周知徹底を行い、管理する利用者等と協力して、集積所の適正な維持に努めます(行政→市民)。

●適正な収集・運搬体制の実施

○ごみに関しては、適正な収集・運搬が実施されるよう、委託方法等について検討していきます(行政)。

●適正な処理・処分の実施

○資源・エネルギーの有効利用や最終処分量の減量・減容化を図るため、ごみ処理施設を適切に整備・運営・管理していきます(行政)。

○ごみの適正な処理・処分を安心・安全に継続していくために、既存施設の運営、維持管理を行っている一部事務組合及び民間業者との連携を図っています(行政)。

○神栖市第一リサイクルプラザ及び神栖市第二リサイクルプラザについては、長寿命化を図るとともに、施設の耐用年数やごみ量を総合的に判断し、必要な整備を実施し、適切に維持・改修していきます(行政)。

○神栖市第一・第二リサイクルプラザについては、供用開始後 20 年以上が経過しているため、老朽化の状況や社会経済情勢を考慮し、将来的な建て替えを視野にいれた検討を進めています。(行政)

第5節 目標達成時のごみ排出量

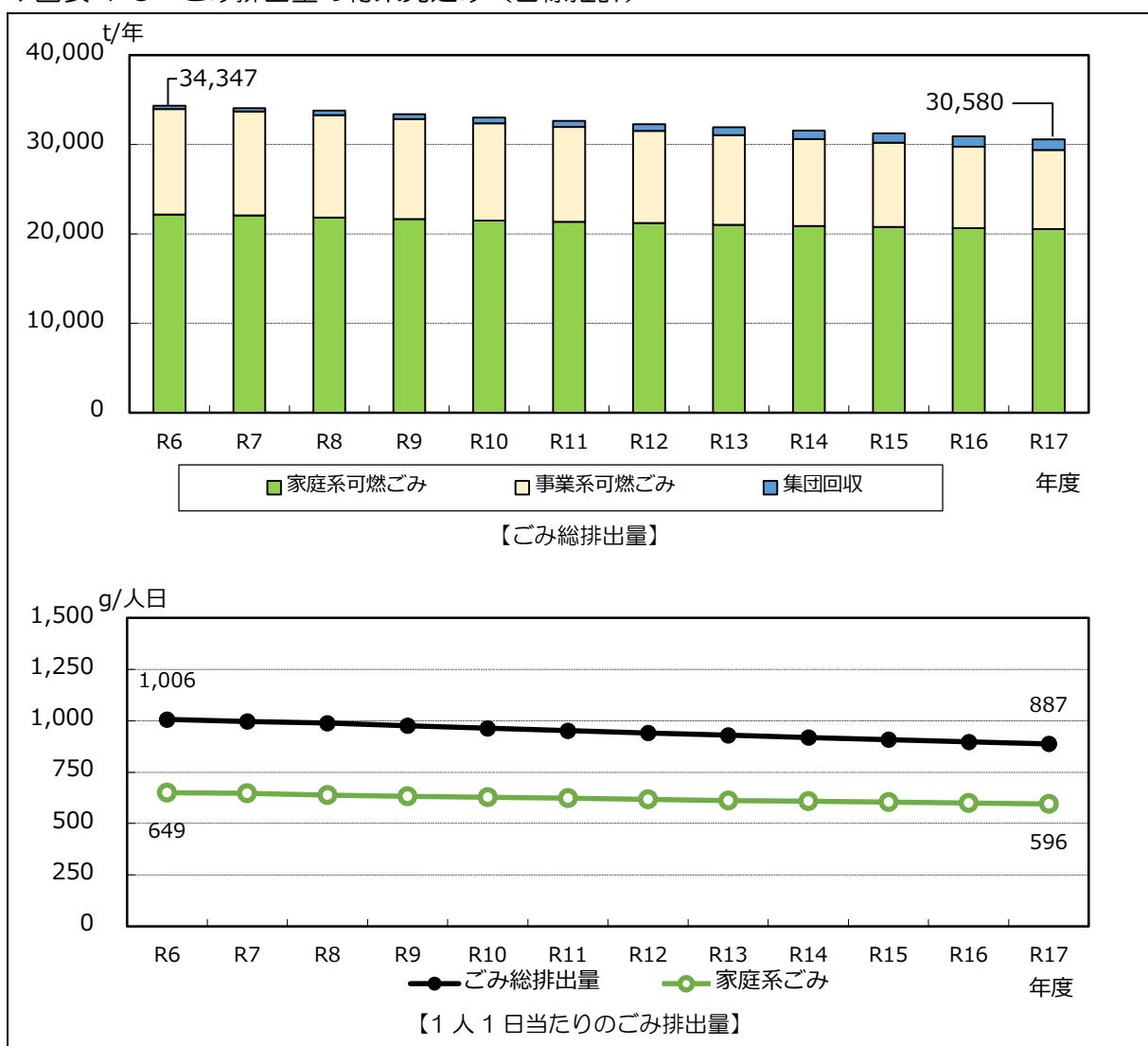
1. 種類別ごみ排出量の予測

目標達成したごみ排出量の将来見込みは、図表4-8、9に示すとおりです。

◆図表4-8 ごみ排出量の予測（目標推計）

区分		単位	実績値	予測値	
			R6 (2024)	R12 (2030)	R17 (2035)
家庭系	年間排出量	t	22,171	21,217	20,536
	1人1日当たりの排出量	g/人日	649	618	596
事業系	年間排出量	t	11,782	10,296	8,841
	1人1日当たりの排出量	g/人日	345	300	257
集団回収	年間排出量	t	394	755	1,203
	1人1日当たりの排出量	g/人日	12	22	35
合計	合計	t	34,347	32,268	30,580
	1人1日当たりの排出量	g/人日	1,006	940	887

◆図表4-9 ごみ排出量の将来見込み（目標推計）

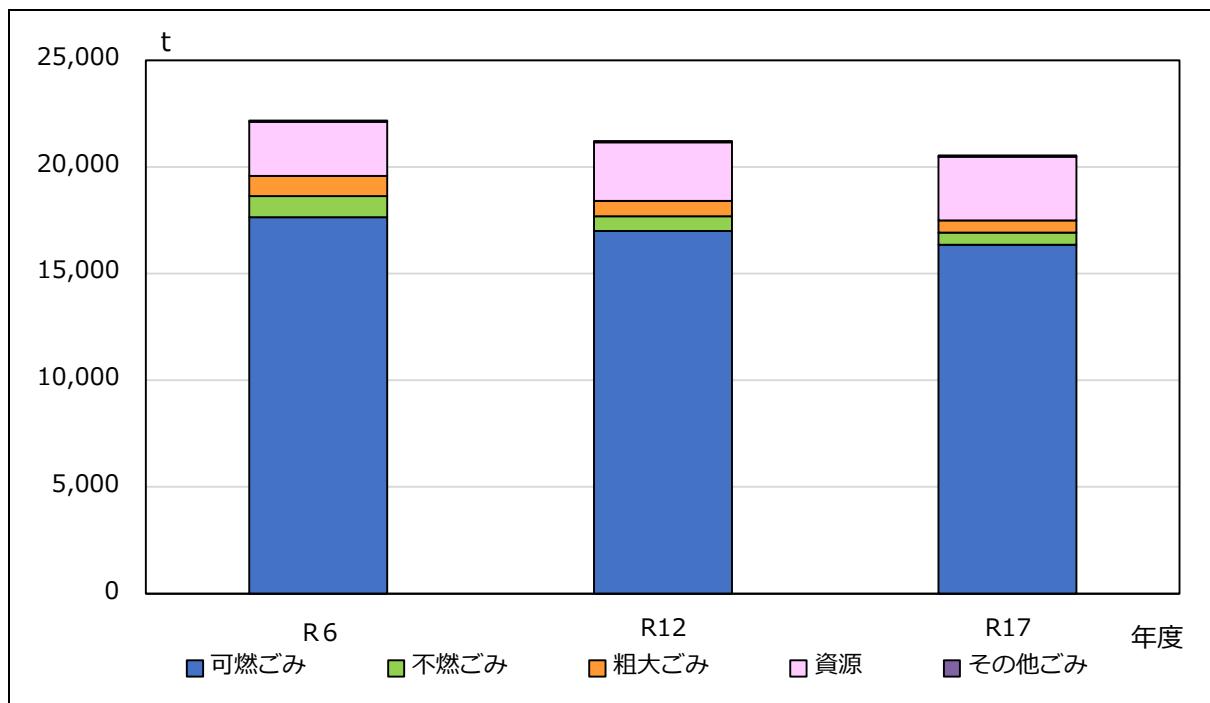


2. 家庭系ごみの排出量

家庭系ごみ排出量は減量施策を実施することにより、令和17(2035)年度の排出量は20,536t/年と予測されます。

◆図表4-10 家庭系ごみ排出量の予測

区分	単位	実績値	予測値	
		R6 (2024)	R12 (2030)	R17 (2035)
可燃ごみ	t	17,649	16,995	16,358
不燃ごみ	t	979	701	567
粗大ごみ	t	949	708	574
資源	t	2,541	2,757	2,977
その他ごみ	t	53	56	60
合計	t	22,171	21,217	20,536

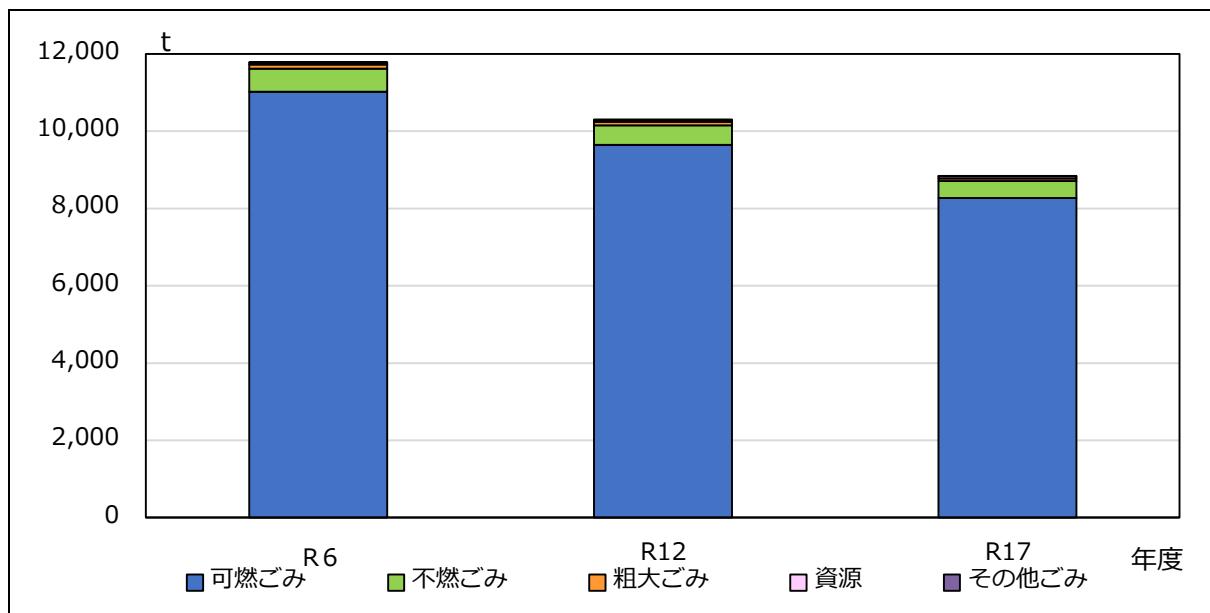


3. 事業系ごみの排出量

事業系ごみ排出量は減量施策を実施することにより、令和 17(2035)年度排出量は 8,841t/年へと予測されます。

◆図表 4-11 事業系ごみ排出量の予測

区分	単位	実績値	予測値	
		R6 (2024)	R12 (2030)	R17 (2035)
可燃ごみ	t	11,019	9,643	8,268
不燃ごみ	t	594	507	442
粗大ごみ	t	113	88	69
資源	t	50	54	58
その他ごみ	t	6	4	4
合計	t	11,782	10,296	8,841

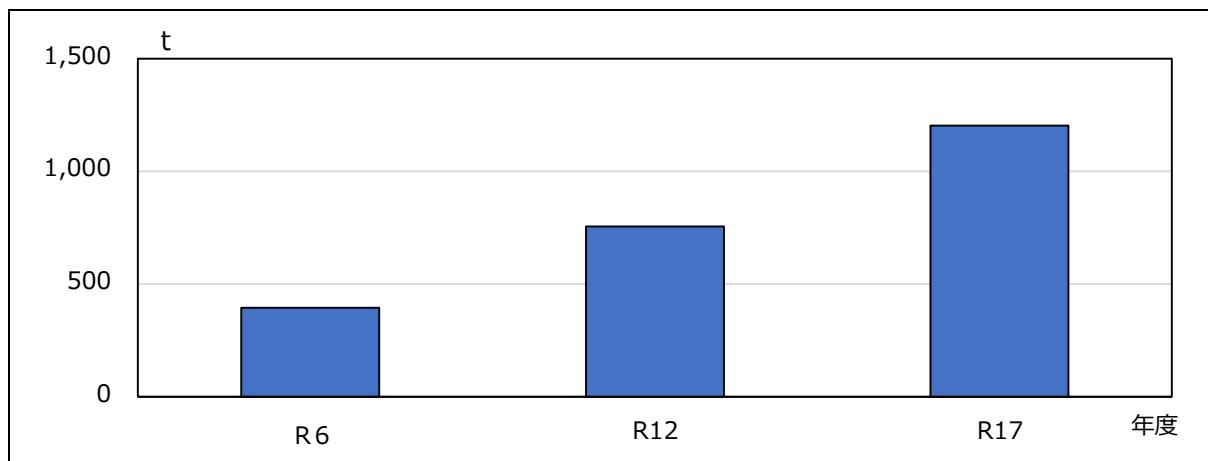


4. 集団回収量

集団回収量は資源化の推進をすることにより、令和17(2035)年度の排出量は1,203t/年に増加すると予測されます。

◆図表4-12 集団回収量の予測

区分	単位	実績値	予測値	
		R6(2024)	R12(2030)	R17(2035)
集団回収	t	394	755	1,203



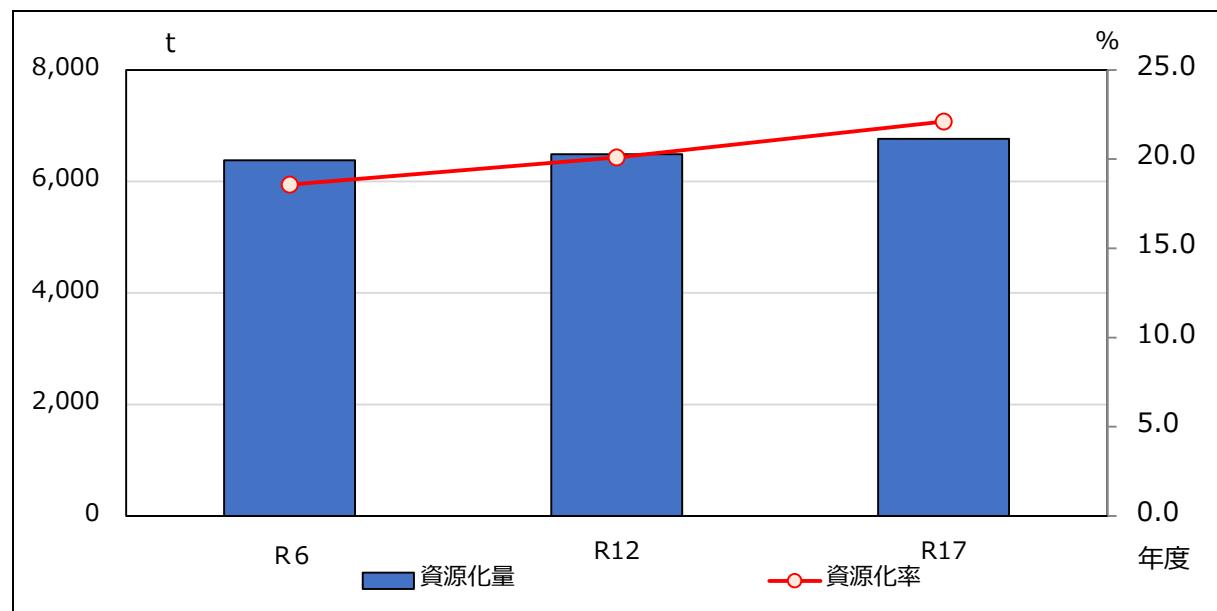
5. 資源化量の予測

資源化率はごみの減量と分別の徹底等のリサイクルの推進をすることにより、令和17(2035)年度の排出量は22.1%に増加すると予測されます。

◆図表4-13 資源化量

区分	単位	実績値	予測値	
		R6(2024)	R12(2030)	R17(2035)
総ごみ排出量	t	34,347	32,268	30,580
資源化量	t	6,379	6,487	6,761
集団回収	t	394	755	1,203
焼却残さの資源化	t	3,530	3,259	3,007
中間処理による資源化	t	2,455	2,473	2,551
資源化率	%	18.6	20.1	22.1

注) 資源化率=資源化量÷ごみ総排出量



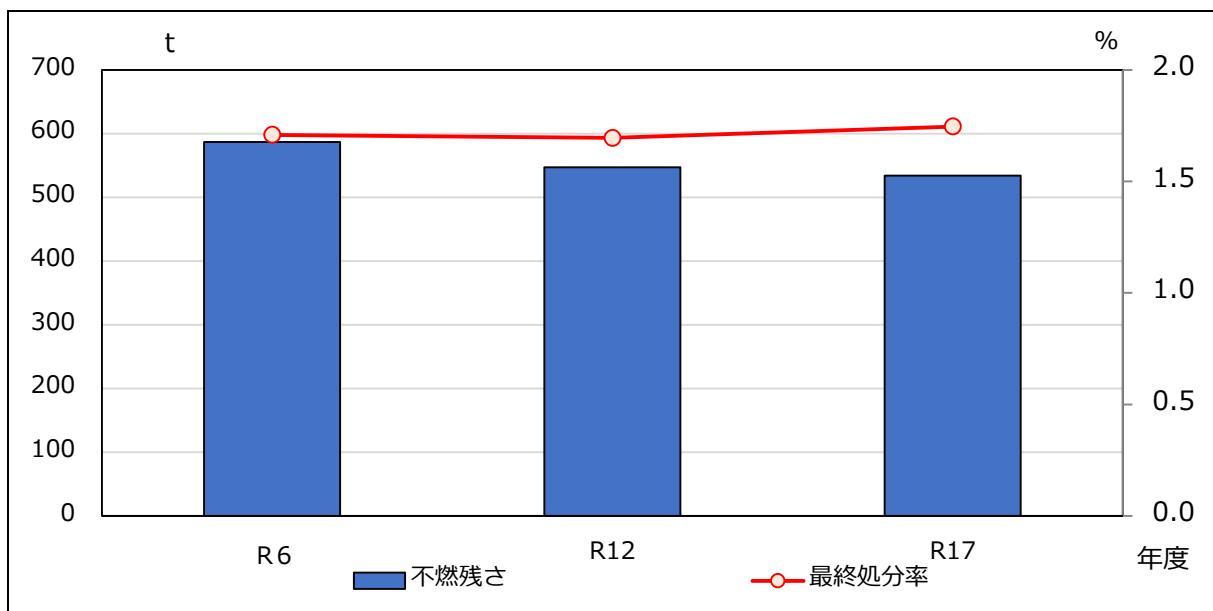
6. 最終処分量の予測

最終処分量は、令和17(2035)年度で534t/年になると予測され、最終処分率は1.7%と予測されます。

◆図表4-14 最終処分量

区分	単位	実績値	予測値	
		R6(2024)	R12(2030)	R17(2035)
総ごみ排出量	t	34,347	32,268	30,580
最終処分量	t	587	547	534
最終処分率	%	1.7	1.7	1.7

注) 最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量



第6節 ごみの収集・処理体制

1. 処理主体

収集運搬については、家庭系ごみは本市、事業系ごみは事業者自らが処理施設へ搬入するか、あるいは許可業者への委託により行います。ごみの中間処理、最終処分については、本市及び鹿島地方事務組合が行います。

◆図表 4-15 処理体制（再掲）

ごみの種類		収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	可燃ごみ	神栖市	鹿島地方事務組合	神栖市 鹿島地方事務組合
	不燃ごみ		神栖市	
	資源			
	粗大ごみ			
	その他			
事業系ごみ	可燃ごみ	事業者	鹿島地方事務組合	神栖市 鹿島地方事務組合
	不燃ごみ		神栖市	
	資源			
	粗大ごみ			
	その他			

2. 収集運搬計画

2. 1 基本的な考え方

○市民による正しいごみの分別と、安全で着実な収集・運搬により、環境への負荷を抑えたごみの収集と資源回収を行います。

2. 2 適正なごみ・資源の排出

●ごみ集積所の維持管理

○ごみ集積所に関する問題は、ごみ集積所利用者等の協力を得ながら解決していきます。

○集積所における散乱防止用ネットの使用促進を図り、鳥獣等による散乱被害の防止に努めます。

●ごみ集積所・資源回収場所のルールやマナーの普及

○「家庭ごみ・資源の分け方・出し方」を活用し、ごみ分別の周知と徹底を図ります。

○ごみ・資源の分別や出し方に問題のある集積所については、利用者に対するマナーの指導、ごみ集積所の立会い指導などを行います。

2. 3 収集・運搬

●収集体制の整備

- 当面は、現行の収集体制を継続することを基本とします。
- 国が推進しているプラスチックの一括回収を実施する場合には、分別区分やごみ種別の排出量が大きく変化することになります。これらの変化に応じ、効率的な収集体制を検討し、整備します。

●市で処理できないごみの混入の防止

- 家電 4 品目やパーソナルコンピュータ、自動車、自動二輪車等、個別リサイクル法の対象品については、市民へ排出方法に関する情報を提供し、適切な排出を促していきます。
- ブロックやコンクリート、畳などの市では処理できないものや、バッテリーやガスボンベ等の有害物や危険物は事業者の責任で回収することを市民に周知し、ごみへの混入を防止します。

●事業者及び一般廃棄物収集運搬業者等に対する指導の推進

- 事業系ごみについては集積所へ排出できず、直接搬入あるいは許可業者への委託が必要なことの指導を徹底していきます。
- 一般廃棄物収集運搬業の許可業者に対し、事業系一般廃棄物を適正に収集・運搬するよう、指導を実施します。

3. 中間処理計画

3. 1 基本的な考え方

- ごみの排出削減・資源化を推進した上で、現状の処理方法を継続し、安全で安定したごみ処理が継続できるようにします。
- 既存の処理施設については適切な補修計画を立案し、予防保全を強化することによって良好な状態を保つようにします。
- ごみ処理を円滑に行うため、近隣都市の処理施設で緊急時における処理の相互補完を図る。また、適正処理が行えるものとして許可した民間処理業者についても、協定を結ぶ等して処理能力を増強します。
- 適正な運転管理、公害防止対策を今後も継続し、ダイオキシン類や重金属類の排出、騒音、振動、悪臭などの発生を抑制します。
- 排出基準への適合状況について、測定結果がわかるよう公開します。

3. 2 中間処理の方法

中間処理の方法は、図表 4-16 に示すとおりです。

◆図表 4-16 中間処理方法

ごみの区分		処理の内容
可燃ごみ		鹿島共同可燃ごみクリーンセンターで焼却
不燃ごみ		リサイクルプラザで破碎・選別処理 資源になりうるものは再生業者等へ引き渡し
粗大ごみ		可燃残さは鹿島共同可燃ごみクリーンセンターで焼却 不燃残さは埋立処分
資源	古紙・古着	直接資源化（再生業者へ引渡し）
	プラスチック類 びん・缶類 (古紙)	リサイクルプラザで選別・圧縮梱包・保管 定期的に指定法人や再生業者等へ引き渡し 可燃残さは鹿島共同可燃ごみクリーンセンターで焼却 不燃残さは埋立処分
	有害ごみ	リサイクルプラザで保管 専門業者に処理委託
危険ごみ		リサイクルプラザで破碎・選別処理 ※使用済ライターのみ通常フローと別で破碎 資源になりうるものは再生業者等へ引き渡し 可燃残さは鹿島共同可燃ごみクリーンセンターで焼却 不燃残さは埋立処分

3. 3 中間処理の量

○中間処理の量は、図表 4-10 及び図表 4-11 に示すごみ排出量の予測と同値になります。

3. 4 既存施設の更新計画

○現在、神栖市第一リサイクルプラザ（稼働年数 20 年）と神栖市第二リサイクルプラザ（同 23 年）が稼働しています。現時点では、処理能力等に支障は生じておらず、当面は、現在の処理体制を継続していきます。

○施設については、今後、経年的な劣化により処理効率の低下などが見られた場合は、長寿命化や更新に関する検討を進めていく必要があります。

○更新等の検討を進める際には、施設を 1 つに集約するかどうかを含め、処理方法の最適化について検討を進めることが不可欠です。

○こうした検討と並行し、資源化物の適正管理とリサイクルの推進を図るため、旧波崎町塵芥焼却場の跡地を活用し、第二リサイクルプラザが使用するストックヤードの整備を検討します。

4. 最終処分計画

最終処分に関しては、市で最終処分場を保有していないため、今後も現在と同様に委託処理を行っていきます。

そのため、最終処分量が費用に直結することになり、最終処分先が受入れできない状況を回避していくことが必要不可欠です。

発生抑制・減量化・資源化を推進し、可能な限り埋立対象物である残さ類の削減に努めています。

第7節 その他の施策

1. 適正処理困難物に対する処理方針

1. 1 適正な処理処分の指導

本市では、処理ができない廃タイヤ、バッテリー、消火器、LPガスボンベなどは、購入店や専門業者による引き取りや適正処理を依頼するよう、市民への周知を行っています。また、市では、処理困難なごみの資源化を目指し、処理ルートの調査検討を積極的に行い、適正な処理の仕組みを構築します。

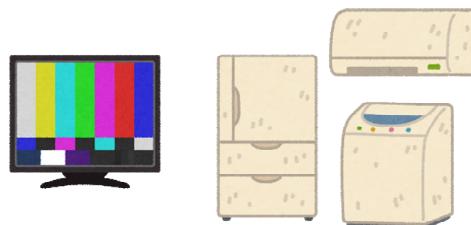
1. 2 医療系廃棄物への対応

ご家庭から出る透析チューブなどの医療系廃棄物は、市が回収し、県の施設に委託して処理する体制が構築されています。ごみが適切に排出・回収されるよう、今後も排出方法や回収方法について指導を続けます。



1. 3 家電リサイクル法、資源リサイクル法の遵守

冷蔵庫やパソコンなど、リサイクル法によってルートが整備されている品目については、小売店やメーカー等に引き取りを依頼するなど、排出者が自己責任で処理するよう指導を継続します。



2. 不法投棄防止対策

本市における不法投棄件数は、図表4-18に示すように令和6(2024)年度に137件確認されています。不法投棄を防止するため、不法投棄は重大な犯罪であることを周知徹底とともに、不法投棄防止看板の貸し出しや防犯カメラの設置、監視パトロールを実施するなど警察等と連携し、不法投棄をさせてない環境づくりを進めます。

また地区住民や事業所の協力のもと、環境美化活動(環境美化の日、クリーンかみすの日)やボランティア清掃を実施し、まちをきれいにするとともに環境美化意識の向上を図ります。



◆図表4-17 不法投棄の状況

区分	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
不法投棄	件	177	143	163	132	137

3. 災害廃棄物対策の推進

本市では、地震や水害などの発生時における廃棄物処理を迅速に対応するため、平成30年度「神栖市災害廃棄物処理計画」を策定し、近隣自治体や民間業者との協力体制を構築、迅速な対応が可能な「枠組み」を整えました。

今後は、本計画の実効性を高めるため、国や茨城県等の関係機関が実施する訓練や先行事例の情報収集を積極的に行います。また、広域的な連携体制についても、国等の動向や社会状況に合わせた定期的な確認・アップデートに取り組んでいきます。

4. 再生利用品の需要拡大

本市では、エコ・ショップ認定制度等を通じて環境にやさしい製品の普及を図ってきた成果を踏まえ、今後は市民・事業者への環境教育や啓発活動をさらに推進し、地域全体でのグリーン購入の定着と再生品の利用拡大を目指します。

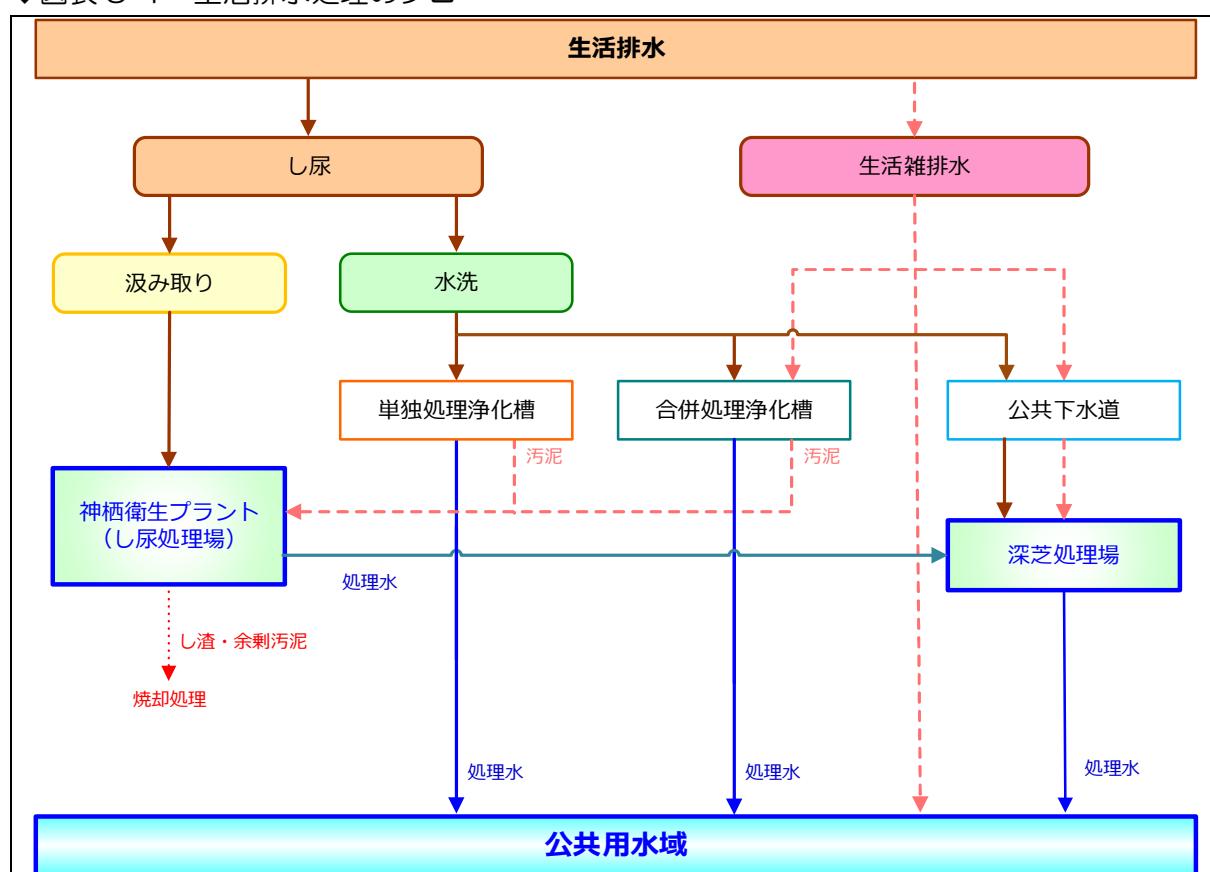
第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理等の現状

1. 生活排水処理の流れ

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理は、神栖市第一衛生プラントで前処理し、処理水は茨城県所有の公共下水道処理施設である深芝処理場で処理しています。し尿及び浄化槽汚泥は、令和5(2023)年度までは委託により焼却処理されていましたが、鹿島共同可燃ごみクリーンセンター稼働後は当センター及び委託により焼却処理されています。

◆図表5-1 生活排水処理のフロー



2. 生活排水処理形態別の概要

2. 1 下水道事業

本市の下水道事業は、神栖市公共下水道事業と神栖市特定環境保全公共下水道です。これらは、神栖市下水道事業として運営しています。本市の下水道は鹿島臨海特定公共下水道へ接続しており、その後深芝処理場にて汚水処理を実施しています。

◆図表 5-2 神栖市下水道事業の概要

項目	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道
供用開始	昭和 52 (1977) 年度	平成元 (1989) 年度
法適用・非適用区分	法適用 (令和 2 (2020) 年 4 月 1 日法適用済)	
流域下水道等への接続の有無	有 (鹿島臨海特定公共下水道)	
処理区域		1 (深芝処理区)
処理場数	0 (茨城県にて所有の深芝処理場で処理)	
広域化・共同化・最適化実施状況		有

注) 茨城県の鹿島臨海特定公共下水道に流入する下水道として供用開始したため、広域化が事業当初からなされています。

出典：茨城県神栖市下水道事業経営戦略

◆図表 5-3 深芝処理場の概要

処理面積	(現在) 4,195.2ha (計画) 5,931.8ha
処理人口	(現在) 46,449 人 (計画) 73,973 人
処理法	標準活性汚泥法 (化学処理併用)
処理能力	(現在) 165,000 m ³ /日 (計画) 330,000 m ³ /日
処理開始	昭和 45 (1970) 年 9 月
放流先	太平洋 (鹿島灘)

2. 2 合併処理浄化槽

公共下水道事業計画区域外であるか、公共下水道事業計画区域内であっても下水道の整備が当分の間(おおむね7年以上)見込まれない区域で設置されており、発生した浄化槽汚泥を神栖市第一衛生プラントで処理しています。なお、個人での高度処理型合併処理浄化槽の設置に対し、補助金を交付しています。

3. し尿・浄化槽汚泥処理の体制

3. 1 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

本市で排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、許可業者9社によって収集・運搬されています。

◆図表 5-4 収集・運搬車両

区分	収集車両	台数	積載量
許可業者	バキューム車	24 台	75,520kg

注) 令和 7 年 6 月現在

3. 2 し尿処理施設

本市のし尿処理施設は、神栖市第一衛生プラントと神栖市第二衛生プラントがあります。平成 22(2010)年 4 月より神栖市第二衛生プラントではし尿と浄化槽汚泥の受け入れのみを行っており、神栖市第一衛生プラントに運搬後、神栖市第一衛生プラントで処理しています。

神栖市第一衛生プラントは、し尿と浄化槽汚泥の除渣処理と希釀を行っています。取り除いたし渣は、鹿島共同可燃ごみクリーンセンターや委託により焼却処理を行い、希釀されたし尿等は、深芝処理場へ放流しています。神栖市第一衛生プラントは、供用開始から 32 年が経過しており施設の老朽化が進んでいます。

◆図表 5-5 し尿処理施設の概要

施設名称	神栖市第一衛生プラント	神栖市第二衛生プラント
所在地	神栖市東和田 8 番地	神栖市波崎 801 番地
計画処理能力	110kL/日	し尿、浄化槽汚泥受入れのみ (平成 22 (2010) 年 4 月~)
竣工年度	平成 5 (1993) 年 10 月	昭和 54 (1979) 年 3 月
処理方式	除渣処理 + 混和希釀方式	-
放流先	鹿島臨海特定公共下水道 (深芝処理場)	-

4. 生活排水処理の実績

4. 1 生活排水処理形態別人口の実績

本市の処理形態別人口は、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への切替等により、し尿収集人口や単独処理浄化槽人口は減少しています。

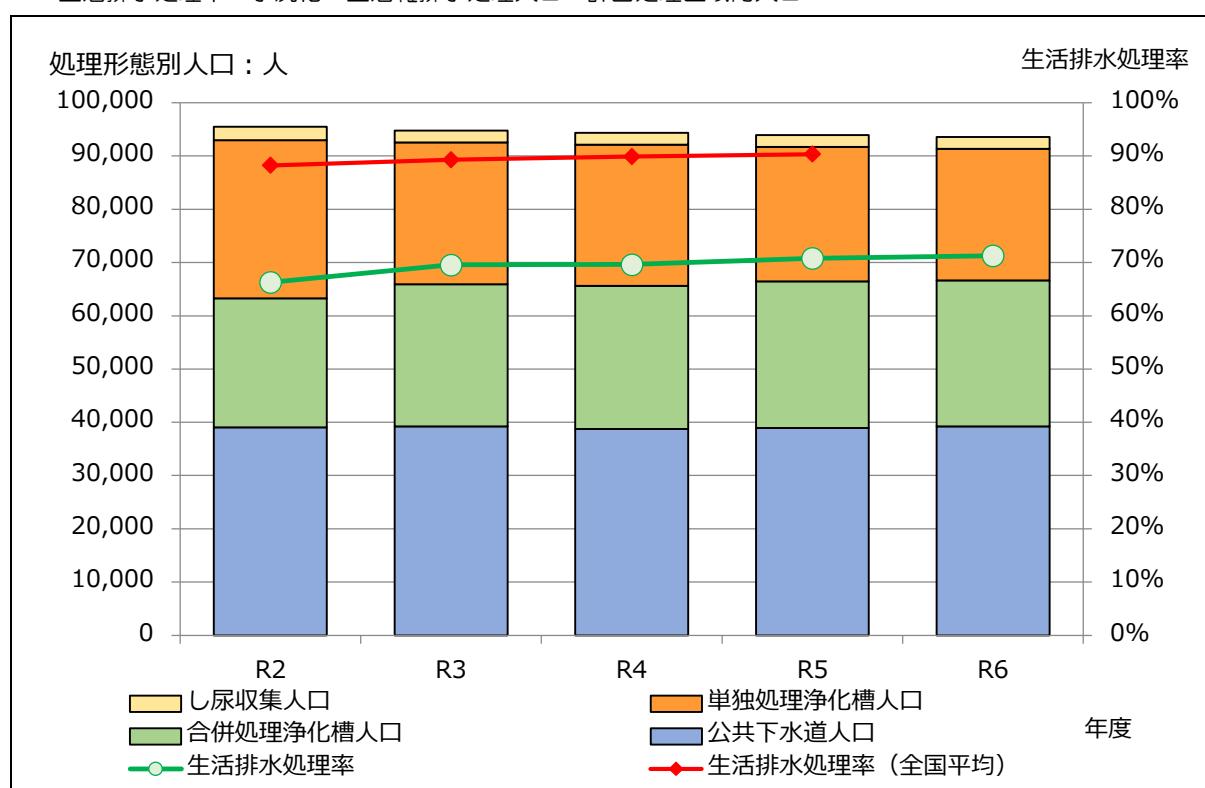
本市の令和6(2024)年度における生活排水処理形態別人口は、公共下水道 39,196 人(41.9%)、合併処理浄化槽 27,468 人(29.4%)で、生活排水処理率は 71.3%です。

◆図表 5-6 生活排水処理形態別人口の実績

項目	年度	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
計画処理区域内人口		人	95,488	94,779	94,324	93,909	93,550
非水洗化人口		人	2,501	2,250	2,199	2,199	2,180
し尿収集人口		人	2,501	2,250	2,199	2,199	2,180
自家処理人口		人	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水処理人口		人	63,296	65,928	65,662	66,489	66,664
公共下水道人口		人	39,015	39,195	38,750	38,927	39,196
合併処理浄化槽人口		人	24,281	26,733	26,912	27,562	27,468
単独処理浄化槽人口		人	29,691	26,601	26,463	25,221	24,706
生活排水処理率	%		66.3	69.6	69.6	70.8	71.3
生活排水処理率 (全国平均)	%		88.3	89.3	89.9	90.4	-

注) 計画処理区域内人口は各年度末人口

生活排水処理率=水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

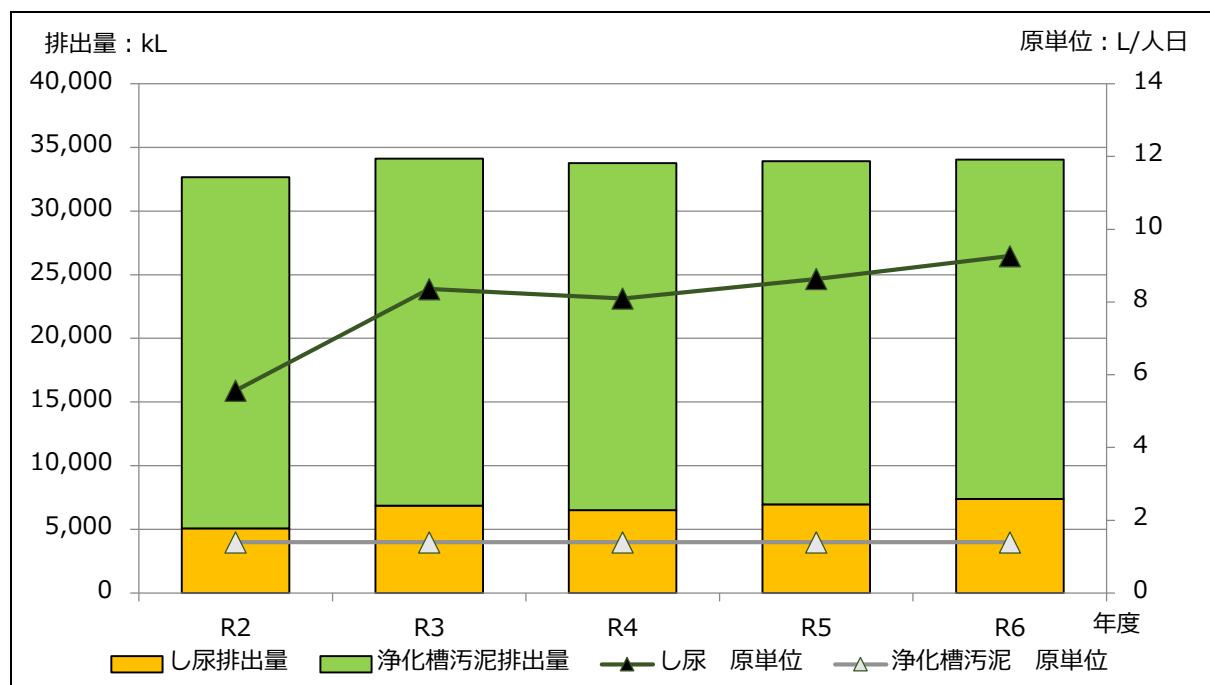


4. 2 し尿・浄化槽汚泥排出量

本市ではし尿と浄化槽汚泥を区別せずに混載して搬入しています。そのため浄化槽汚泥量を推計し、搬入量からし尿量を差し引いています。令和6(2024)年度においてし尿が7,379kL、浄化槽汚泥が26,661kL、合計で34,040kLとなります。

◆図表5-7 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

項目	年度	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
し尿 排出量		kL	5,081	6,866	6,502	6,953	7,379
し尿 原単位		L/人日	5.57	8.36	8.10	8.64	9.27
浄化槽汚泥 排出量		kL	27,580	27,254	27,275	26,972	26,661
浄化槽汚泥 原単位		L/人日	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40



4. 3 し尿等処理経費

本市の令和6(2024)年度におけるし尿等処理に係る処理及び維持管理費は、約1億8,600万円で1kL当たり約5,500円となっています。

◆図表5-8 し尿処理経費の推移

区分		単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
し尿及び浄化槽汚泥	①	kL/年	32,661	34,120	33,777	33,925	34,040
処理及び維持管理費	②	千円/年	219,036	225,151	224,917	208,185	185,785
1kL当たりの経費	②÷①	円/kL	6,700	6,600	6,700	6,100	5,500

注) 1kL当たりの経費について、100円未満は四捨五入している。

建設費・改良費は含まない。

5. 生活排水処理に関する課題

本市における生活排水処理の現状や関連するその他の事項について整理した結果、今後の生活排水処理における課題は次のとおりです。

5. 1 生活排水処理率の向上

本市の生活排水処理率(令和6(2024)年度:71.3%)は、茨城県平均(令和5(2023)年度:85.2%)、全国平均(令和5(2023)年度:90.4%)より低い状況です。本市の生活雑排水を処理していないし尿収集人口、単独処理浄化槽人口は合計で26,886人(28.7%)であり、公共用水域への汚濁負荷を低減させるためには、引き続き、公共下水道への接続の推進、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進に取り組むことが必要です。

5. 2 生活排水処理対策の啓発

本市の水環境保全に対する生活排水処理対策が果たす役割は重要であることから、公共下水道への接続及び合併浄化槽の設置の促進について、広く市民に啓発するとともに、浄化槽の機能を維持し適正処理を図るため、浄化槽の保守点検・清掃等の維持管理についても、使用者に周知していくことが必要です。

5. 3 適正及び安定的な処理の継続

神栖市第一衛生プラントは、供用開始から32年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、適切な維持補修を行いつつ今後もし尿及び浄化槽汚泥を安定的に処理することが必要です。

将来的には、神栖市第一衛生プラント及び神栖市第二衛生プラントを統合し、環境省の循環型社会形成推進交付金を利用して有機性廃棄物リサイクル推進施設(汚泥再生処理センター)を整備する計画とします。

第2節 生活排水処理の基本理念・基本方針

1. 基本方針

本市では、今後も引き続き生活排水を適正に処理することを、市民、事業者に対して啓発していくものとします。生活排水処理に関する基本方針は、以下に示すとおりです。

◆図表 5-9 生活排水処理の基本方針

		
<h4>基本方針 1 生活排水処理の推進</h4>		
<ul style="list-style-type: none">市民の生活排水に対する意識啓発活動の強化と水洗化の普及・啓発地域特性等を十分考慮しながら公共下水道整備事業の推進に合わせて、合併処理浄化槽の普及・促進		
<h4>基本方針 2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進</h4>		
<ul style="list-style-type: none">市民や清掃業者の適正な浄化槽清掃への取組を進める浄化槽を利用する市民や清掃業者へ定期的な浄化槽の清掃を周知し尿及び浄化槽汚泥の安定的な収集・運搬体制の構築		

2. 処理主体

本市における生活排水の処理主体は、以下のとおりとします。

◆図表 5-10 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	神栖市
浄化槽	合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水 個人等
	単独処理浄化槽	し尿 個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	神栖市

3. し尿・浄化槽汚泥の計画処理区域

原則的には公共下水道の供用開始区域以外を計画収集範囲とするが、未接続住宅等も対象とした本市全域を収集区域とします。

4. し尿・浄化槽汚泥の収集方式

許可業者による収集方式を採用し、家庭や事業所、学校等から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を収集していきます。

第3節 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測

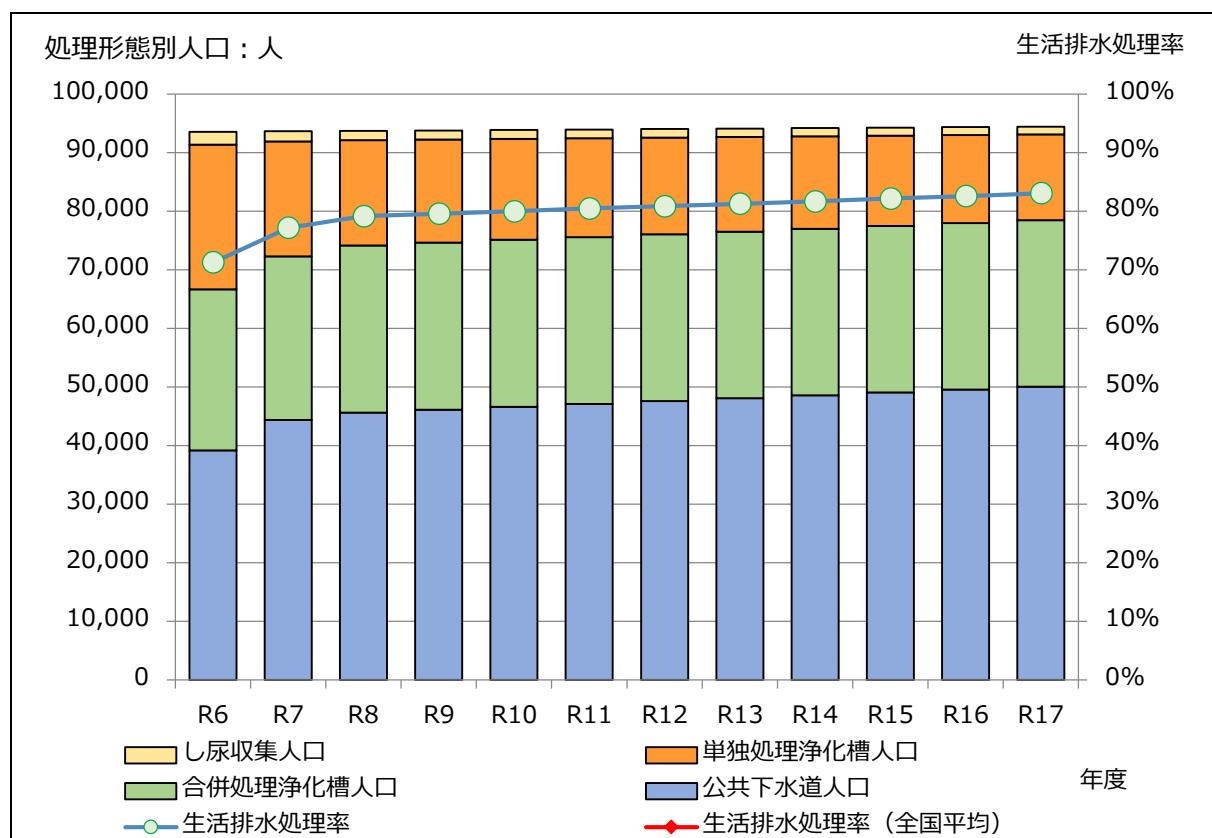
1. 生活排水処理形態別人口の将来予測

下水道事業の推進と合併処理浄化槽への切替等により、し尿収集人口及び単独処理浄化槽人口は減少する見込みとしています。し尿処理施設において処理するし尿及び浄化槽汚泥の処理対象人口は、令和17年度において合計44,375人と見込まれます。

◆図表5-11 生活排水処理形態別人口の予測結果

項目	年度	単位	実績値	予測値	
			R6 (2024)	R12 (2030)	R17 (2035)
計画処理区域内人口		人	93,550	94,030	94,430
非水洗化人口		人	2,180	1,458	1,294
	し尿収集人口	人	2,180	1,458	1,294
	自家処理人口	人	0	0	0
水洗化人口		人	91,370	92,572	93,136
	公共下水道人口	人	39,196	47,600	50,055
	合併処理浄化槽人口	人	27,468	28,449	28,414
	単独処理浄化槽人口	人	24,706	16,523	14,667
生活排水処理率	%		71.3	80.9	83.1

注) 生活排水処理率：生活排水を処理施設（公共下水道、浄化槽）で処理している人口の割合

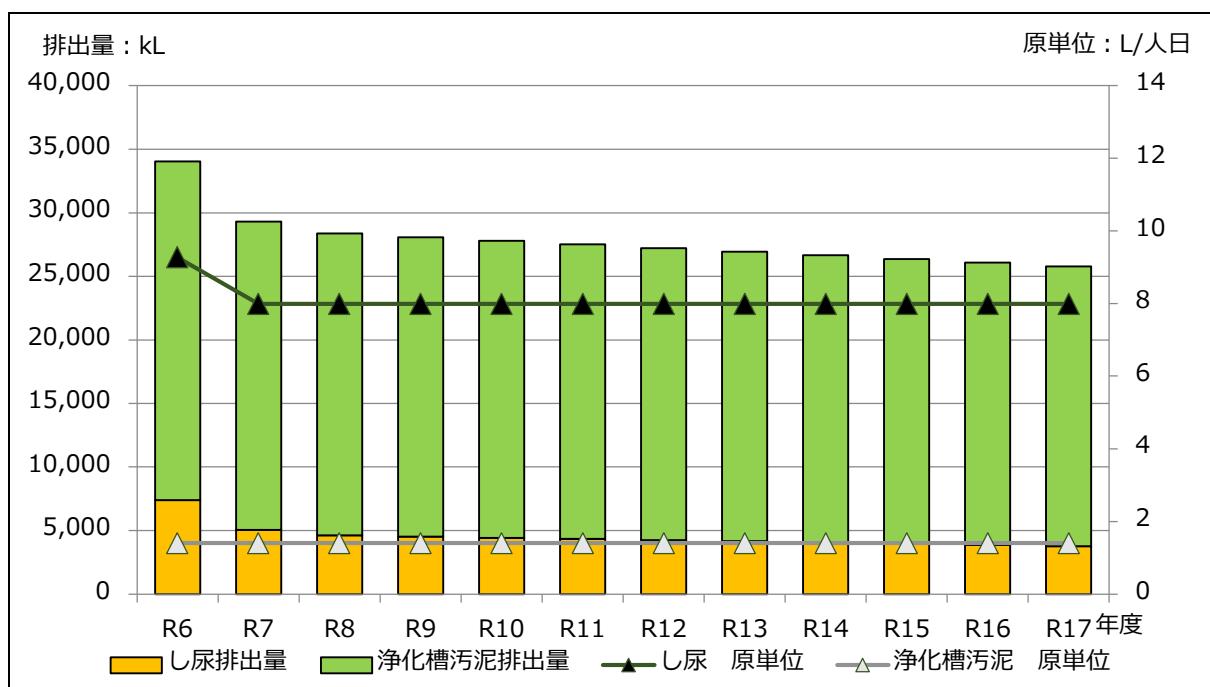


2. し尿・浄化槽汚泥の排出量等の見込み

本市において処理するし尿及び浄化槽汚泥の排出量は、処理対象人口の減少により令和17(2035)年度にはし尿 3,774kL、浄化槽汚泥22,013kL と見込まれます。

◆図表 5-12 し尿・浄化槽汚泥の排出量等の見込み

項目	年度	単位	実績値	予測値	
			R6 (2024)	R12 (2030)	R17 (2035)
し尿	kL		7,379	4,252	3,774
浄化槽汚泥	kL		26,661	22,980	22,013
合計	kL		34,040	27,232	25,787



第4節 生活排水処理計画

1. 処理の目標

本計画の目標年度である令和17年度の生活排水処理率については、83.1%を目標とします。

◆図表5-13 生活排水処理の目標

区分	R6(2024) 現状	R12(2030) 中間目標年度	R17(2035) 目標年度
生活排水処理率	71.3%	80.9%	83.1%

注) 生活排水処理率=(公共下水道人口+合併処理浄化槽人口)/行政区域内人口

2. 目標年次の人口の内訳

目標年次の内訳は以下のとおりです。

◆図表5-14 人口の内訳

項目	年度	単位	実績値	目標値	
			R6(2024)	R12(2030)	R17(2035)
行政区域内人口		人	93,550	94,030	94,430
計画処理区域内人口		人	93,550	94,030	94,430
生活雑排水人口		人	66,664	76,049	78,469

3. 生活排水を処理する区域及び人口

公共下水道により生活排水を処理する区域及び人口は、図表5-15、16に示すとおりです。

令和6年度末現在の接続人口は39,196人、処理区面積1,609.70haが整備完了となっています。下水道認可区域外については合併処理浄化槽による処理を行うものとします。

3.1 公共下水道

本市の公共下水道は、今後も継続して整備を行っていきます。将来的に整備人口に対して水洗化率100%を目指すよう、市民に対して、下水道への接続について普及啓発等を行っていきます。

3.2 合併処理浄化槽

公共下水道処理区域外の生活排水処理を進めるため、生活雑排水の未処理世帯(単独処理浄化槽設置世帯、くみ取り世帯、自家処理世帯)に対し合併処理浄化槽への転換を図るため、高度処理型合併処理浄化槽設置事業費補助金により、高度処理型合併処理浄化槽設置者への補助を行っていきます。公共下水道処理区域についても整備完了までに長時間を要する等の一部地域についても当面は高度処理型合併処理浄化槽の普及を推進していきます。

◆図表5-15 神栖市公共下水道事業計画区域

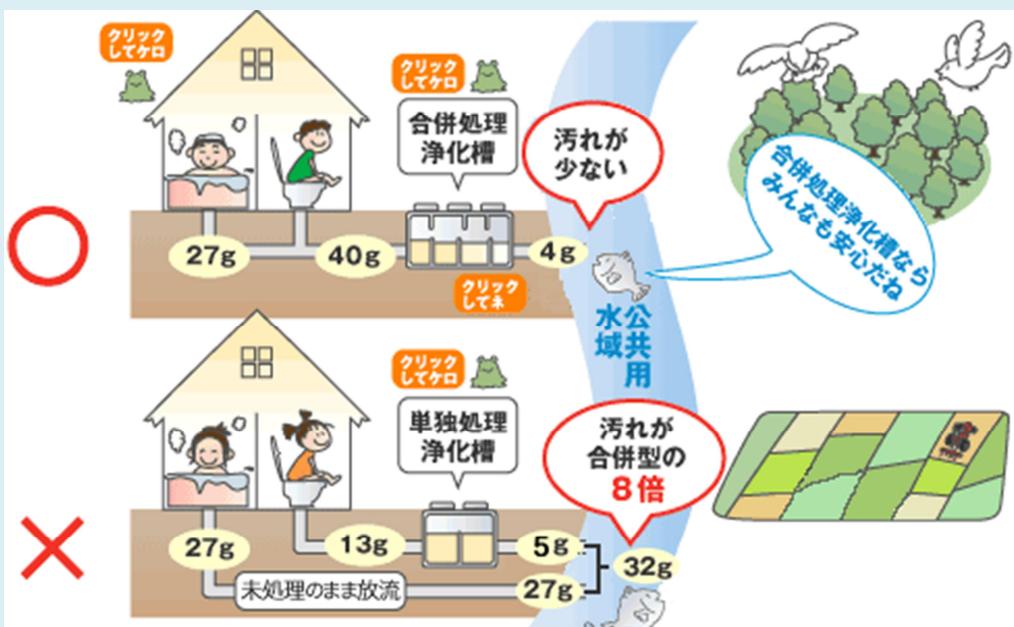


◆図表 5-16 生活排水処理形態別人口の内訳

項目	年度	単位	実績値	予測値	
			R6 (2024)	R12 (2030)	R17 (2035)
計画処理区域内人口		人	93,550	94,030	94,430
生活雑排水人口		人	66,664	76,049	78,469
公共下水道人口		人	39,196	47,600	50,055
合併処理浄化槽人口		人	27,468	28,449	28,414
生活雑排水非処理人口（単独処理浄化槽）		人	24,706	16,523	14,667
非水洗化人口（し尿汲み取り）		人	2,180	1,458	1,294

合併処理浄化槽の機能

- トイレのし尿のみを処理する単独処理浄化槽は、台所やお風呂の排水を処理しません。これらの排水も一緒に処理する合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽を設置する家庭に対し、汚れを1/8に減らすことができます。
- 台所やお風呂の汚水も一緒に処理する合併処理浄化槽に付け替えましょう。本市では付け替えに補助金を交付しています。



出典：環境省浄化槽サイト (<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/index.html>)

第5節 し尿・浄化槽汚泥処理計画

1. 収集・運搬計画

1. 1 収集・運搬の範囲

現在と同様に原則的には公共下水道の供用開始区域外を収集区域とするが、未接続住宅等も対象とした本市全域を収集区域とします。

1. 2 収集・運搬の方法及び量

収集・運搬方法は、現行どおり許可業者によるバキューム車で収集します。

本市では、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者が行っています。今後も引き続き許可業者による収集・運搬を行いながら、公共下水道の普及による収集量の減少に対して注視しつつ、安定した収集・運搬体制を維持していきます。

収集・運搬の量は、図表5-12に示すし尿・浄化槽汚泥の排出量等の見込みと同値になります。

2. 中間処理計画

2. 1 処理対象物

計画処理区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥とします。

2. 2 処理対象量

処理量は、図表5-12に示すし尿・浄化槽汚泥の排出量等の見込みと同値になります。

2. 3 中間処理計画

本市のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、し尿処理施設で前処理を行った後、下水道投入します。処理方法については、現行の処理体制を維持し、今後、下水道の普及が進み、稼働率がさらに低下した場合は、関係機関と十分に協議の上、施設のあり方、処理方法などを再検討します。

2. 4 施設整備

神栖市第一衛生プラントの現在の処理能力は110kL/日ですが、施設設備は竣工当初の計画値であった60kL/日が基になっており、水槽容量をはじめとする基幹設備は、平成23年度に汚泥焼却設備が脱水設備へ変更された以外、増設・改修されていません。このため、搬入量に対して余力がない状態となっています。

施設は老朽化も進行しており、将来の安定処理を確保するため施設更新を行う計画を進めています。

3. 最終処分計画

本市は最終処分場を所有していないため、民間業者に委託処理しています。

最終処分量を減少させるためには資源化の必要がありますが今後検討していきます。

第6節 その他の計画

1. 市民に対する広報・啓発活動

本市では、公共下水道事業や集落排水事業、さらには高度処理型合併処理浄化槽整備に対する補助事業が進められていることから、公共用水域の水質が保全されることが期待されます。

しかし、この水質の保全は、整備された公共下水道や集落排水処理施設への接続、さらに、合併処理浄化槽の設置など、住民の協力等があって初めて達成できます。また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理が行われないと逆に水質悪化を招く恐れもあります。

よって、公共下水道整備地区では早期の接続、その他の地区では合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽からの転換について、さらに、合併処理浄化槽の定期的な保守・点検、清掃及び定期検査の実施について、市民、事業者、さらには清掃業者に対し、啓発・指導等を行い、その徹底に努めるものとします。

2. 施策推進体制と諸計画との調整

神栖市総合計画、下水道事業計画との整合を図り、し尿および浄化槽汚泥等の適正処理のための方策を講じていくものとします。また、地域の開発計画等の策定に際しては、生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の設置等、生活排水の適正処理を指導していくものとします。

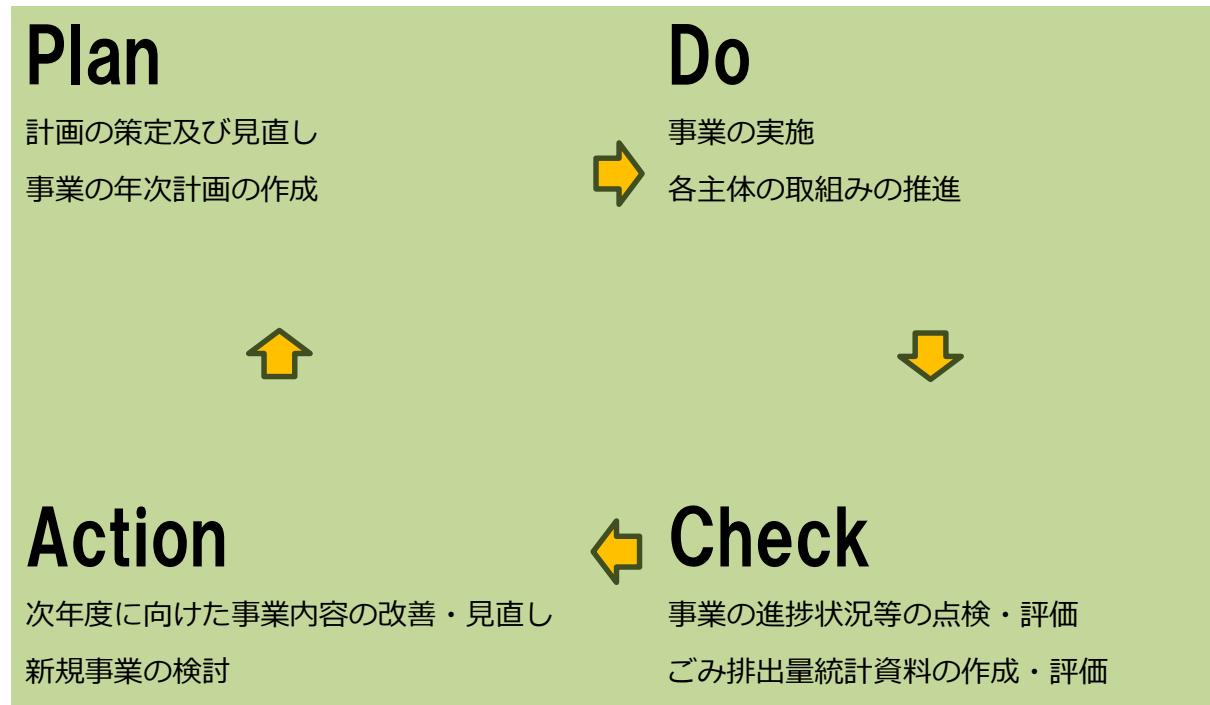
第6章 計画の進行管理と推進体制

第1節 計画の進行管理

各施策を計画的に、着実に実施するため、進行管理を行います。

本計画に掲げる施策を計画的に実効性のあるものとして推進するため、数値目標の達成状況及び施策の進捗状況の客観的な点検・評価を行いながら、改善点を次の取り組みへ反映させる進行管理が必要です。本計画では、Plan(計画)・Do(実施)・Check(点検)・Action(見直し)のPDCAサイクルに基づいて進めます。目標の達成状況や施策の実施状況を毎年度把握し、進行管理を行うとともに、目標を確実に達成できるよう、必要に応じて施策の見直しを行います。

◆図表6-1 本計画のPDCAサイクル



第2節 計画の推進体制

毎年度、神栖市廃棄物減量等推進審議会等に計画の進捗状況を報告し、「神栖市環境白書」により市民に公表していきます。必要に応じて施策の実施内容や進め方の改善を図ります。